

# 第51回 佐用町議会(定例)会議録 (第1日)

平成24年6月11日(月曜日)

出席議員 (18名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	岡 本 義 次	4番	敏 森 正 勝
	5番	金 谷 英 志	6番	松 尾 文 雄
	7番	井 上 洋 文	8番	笹 田 鈴 香
	9番	高 木 照 雄	10番	山 本 幹 雄
	11番	大 下 吉 三 郎	12番	岡 本 安 夫
	13番	矢 内 作 夫	14番	石 黒 永 剛
	15番	山 田 弘 治	16番	鍋 島 裕 文
	17番	平 岡 き ぬ 糸	18番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	船 曳 覚	書 記	尾 崎 基 彦
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 迢 典 章	副 町 長	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛	総 務 課 長	鎌 井 千 秋
	企画防災課長	平 井 隆 樹	税 務 課 長	橋 本 公 六
	住 民 課 長	梶 生 隆 弘	健康福祉課長	森 下 守
	農林振興課長	茅 原 武	商工観光課長	横 山 芳 己
	建 設 課 長	上 野 耕 作	上下水道課長	小 林 裕 和
	生涯学習課長	和 田 進	天文台公園参事	安 本 泰 二
	上月支所長	岩 本 弘 美	南光支所長	上 谷 和 之
	三日月支所長	塚 崎 康 則	会 計 課 長	前 澤 敏 美
	消 防 長	敏 蔭 将 弘	教 育 課 長	坂 本 博 美
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

## 【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 . 会期決定の件
- 日程第 3 . 行政報告
- 日程第 4 . 報告第 2 号 平成 23 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 . 報告第 3 号 平成 23 年度佐用町事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 6 . 報告第 4 号 平成 23 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 7 . 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例 専決第 2 号）
- 日程第 8 . 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号 専決第 3 号）
- 日程第 9 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 4 号）
- 日程第 10 . 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号 専決第 5 号）
- 日程第 11 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 12 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 7 号）
- 日程第 13 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 14 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 9 号）
- 日程第 15 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 10 号）
- 日程第 16 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 11 号）
- 日程第 17 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号 専決第 12 号）
- 日程第 18 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号 専決第 13 号）
- 日程第 19 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 14 号）
- 日程第 20 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号 専決第 15 号）
- 日程第 21 . 議案第 72 号 財産の取得について（佐用町土づくりセンター ホイールローダ 1 台）
- 日程第 22 . 議案第 73 号 町道路線の変更について
- 日程第 23 . 議案第 74 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 24 . 議案第 75 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 . 議案第 76 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 . 議案第 77 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 . 議案第 78 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 . 議案第 79 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

- 日程第 29．議案第 80 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）  
の提出について
- 日程第 30．諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 31．諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 32．請願第 2 号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関する件
- 日程第 33．委員会付託について
- 追加日程第 1．発議第 3 号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）
- 

午前 09 時 31 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに第 51 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位には早朝よりお揃いでご参集を賜り、誠にご苦労さんでございます。

また、議員各位におかれましては、3 月定例議会終了後、それぞれ議会活動に専念され、町発展のためにご尽力をいただいておりますことに感謝を申し上げるところでございます。

また、町長をはじめ、課長の皆さん方におかれましても、誰もが住みやすいまちづくりのために、平素より頑張っていただいておりますことに、心より感謝を申し上げ敬意を表するところでございます。

さて、今期定例会には、報告案件が 3 件、専決処分の承認が 14 件、条例に関する案件が 5 件、平成 24 年度各会計補正予算案が 2 件、人事に関する案件が 2 件、請願が 1 件、その他、財産の取得についての案件など、29 案件が付議されております。

何とぞ、議員各位におかれましてはご精励を賜り、これら諸案件につきまして、慎重なる審議を賜り、適切妥当なる結論が得られますようお願いし、開会のごあいさつにいたします。

町長、あいさつをお願いします

町長（庵道典章君） 改めまして、おはようございます。早朝からご苦労様です。

今日は、朝から青空が広がっておりますけれども、もう入梅宣言がされておまして、これから、毎日、鬱陶しい天気が続くように予報がされております。そういう中での定例議会でございますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

6 月、この本定例議会には、また、多くの議案を提案させていただいておりますけれども、23 年度の最終補正予算、また、各、町条例の改正、そして、若干ですけれども、24 年度の補正予算、そして、人権擁護委員等の人事案件を提案をさせていただいておりますので、それぞれ適切妥当な結論をいただきますように、どうぞ、よろしくお願いを申し上げます。

まあ、最終予算につきましては、5 月末をもちまして、歳入歳出、それぞれ無事、予算を終了させていただいております。23 年度におきましては、特別交付税等の増加、増額分、また、23 年度の不用額合わせまして、9 億 5,000 万余りにつきましての最終専決予算で、それぞれ、起債の繰上償還、また、この減債基金への積み立てという形を取らせていただいております。

それぞれ、また、議案の提案等で説明を申し上げますけれども、将来の財政負担の軽減

を考えてですね、そういう予算措置をさせていただきましたので、その点、よろしくお願いを申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございました。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第 51 回佐用町議会定例会を開会いたします。

なお、今期定例会のため、地方自治法第 121 条の規定により出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、各課長、各支所長、消防長、天文台公園参事であります。

なお、本日、1 名の方が傍聴をされております。傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただきますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

ただちに日程に入ります。

---

### 日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第 1 は会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第 114 条の規定により議長より指名をいたします。

16 番、鍋島裕文君。17 番、平岡きぬ糸君。以上、両君をお願いいたします。

---

### 日程第 2 . 会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日 6 月 11 日から 6 月 26 日までの 16 日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日 6 月 11 日から 6 月 26 日までの 16 日間と決定いたしました。

---

### 日程第 3 . 行政報告

議長（西岡 正君） 続いて日程第 3 に入ります。

これより行政報告に入ります。町長から行政報告を受けます。

町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、行政報告として、播磨広域連携協議会の設立についてを報告をさせていただきます。

去る 5 月 29 日火曜日に、播磨地域の姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町

の7市8町が協同の精神に基づき、播磨広域連携協議会を設立をいたしましたのでご報告をいたします。

この協議会の目的は、古来から結びつく播磨の地縁に基づき、播磨全体を捉えた広域的な取り組みを行うもので、播磨地域15市町が連携し、防災、観光などの広域的課題の取り組みを推進することを通じて、播磨の存在感を全国に発信し、各市町が有する歴史、文化、ものづくりなどの地域の資源に基づく個性を促進すると共に、それぞれの力で相互に補完することにより、さらに播磨の総合力を高めていくものでございます。

連携の第一歩として、協議会の設立にあわせ、各市町の課題である防災分野において、協議会内の各市町において災害が発生し、被災市町では、十分な応急対応ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するための播磨広域防災連携協定を締結いたしましたので、合わせてご報告をさせていただきます。

以上であります。

議長（西岡 正君） 以上で行政報告は、終わりました。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、以降の議案書は、予定案件として前もって配布しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

---

日程第4．報告第2号 平成23年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第5．報告第3号 平成23年度佐用町事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第6．報告第4号 平成23年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

議長（西岡 正君） 日程第4に入ります。日程第4ないし日程第6を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第4、報告第2号、平成23年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告についてから、日程第6、報告第4号、平成23年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書についてまでの3件を一括議題といたします。

町長より報告があります。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました報告第2号から報告第4号、繰越計算書の報告について、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず報告第2号、平成23年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告につきまして、繰越明許費の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

最初に一般会計でございますが、電算システム改修業務委託など6事業、繰越額合計1億8,771万1,000円の財源内訳は、国県支出金8,510万8,000円、地方債4,200万円、そ

の他特定財源 344 万 4,000 円、一般財源が 5,715 万 9,000 円でございます。

簡易水道事業特別会計につきましては、簡易水道事業の繰越額 3,540 万円の財源内訳が、国県支出金 821 万 2,000 円、地方債 820 万円、その他特定財源として水道管移設補償費 710 万円、一般財源 1,188 万 8,000 円でございます。

生活排水処理事業特別会計につきましては、農業集落排水施設建設改良事業の繰越額 551 万円の財源内訳が、その他一般財源 326 万円、一般財源 225 万円。農業集落排水施設災害復旧事業につきましては、490 万円を繰り越し、その財源は国県支出金 233 万 5,000 円、地方債が 230 万円、一般財源が 26 万 5,000 円でございます。

以上、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告を申し上げます。

次に、報告第 3 号、平成 23 年度佐用町事故繰越し繰越計算書の報告につきまして、財源が確定をいたしましたのでご報告を申し上げます。

一般会計におきまして、公共土木施設災害復旧事業の繰越額 1,889 万 8,000 円の財源内訳は、国県支出金 1,590 万 8,000 円、一般財源が 299 万円でございます。

以上、地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により、ご報告を申し上げます。

次に、報告第 4 号、平成 23 年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書の報告につきまして、予算繰越の財源が確定をいたしましたので、ご報告を申し上げます。

内訳でございますが、資本的支出、建設改良費において、県河川災害復旧工事及び関連工事等の進捗状況と整合させるため、橋梁添架の水管移設等、5 事業で、5,837 万 7,500 円を予算繰越し、財源内訳は、工事負担金、いわゆる県補償費で 5,746 万 8,535 円、当年度損益勘定留保資金 90 万 8,965 円でございます。

以上、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により、ご報告を申し上げます。

以上で、報告第 2 号から報告第 4 号まで 3 件、一括して繰越計算書の報告につきましてのご説明を申し上げます。

議長(西岡 正君) 報告第 2 号ないし報告第 4 号について、町長の報告は終わりました。  
これから日程第 4、報告第 2 号、平成 23 年度佐用町繰越明許費繰越計算書の報告についての質疑に入ります。質疑ございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長(西岡 正君) はい、金谷英志君。

5 番(金谷英志君) この度、繰越明許について、総務費の電算システム改修業務委託、これについてお伺いします。

後の、三日月保育園耐震化事業や農林水産施設災害復旧事業は、3 月補正で、3 月補正の 7 号補正で補正されておりますけれども、この電算システム改修業務は、この度、専決になって、8 号補正でなりますけれども、これについて、3 月議会で、294 万円の減額、で、残り 3,360 万の残り、残となりますけど、これは、今回、8 号の専決補正でされておりますけれども、聞きたいのは、この 3 月議会で既にもう、減額補正もされて、確定すると思うんですけれども、その 3 月で補正されなかったのは、なぜかという点と。

それから、当初予算では、システム開発保守委託料となって、7 号補正でもシステム開発保守委託料となっています。今回、電算システム改修業務委託料、この事業名の違いは何か。2 点、お伺いします。

議長(西岡 正君) はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 住基法の改正に係るシステム改修作業で、これについては、当初契約の履行期間は、平成 23 年 8 月 1 日から 24 年の 3 月 31 日ということでありましたが、システムの範囲が印鑑登録、国保、介護保険、教育等、広範囲に及んだことや、平成 24 年 4 月の児童手当制度改正の対応等もあり、最終的なシステム改修が 3 月末日ではできなくなり、やむを得ず完成日を 6 月 25 日に変更させていただきました。

これについては、システムの移行時に新旧データの入力がか重になること、こういった誤入力を防ぐということもございまして、当初は 3 月末で、何とか間に合うということで、作業をしておったわけなんですけれども、最終的に 3 月で間に合わなくなりまして、予算上は、金額、確定をさせていただいたんで、この作業については、6 月まで延びたということで、電算システム改修委託料 3,360 万円を繰越させていただきました。

それから、もう 1 点のシステム改修作業については、この 1 つの予算の中で作業を含む同じ項目で挙げさせていただいておりました。それには含んでおりましたんで、ご理解を願いたいと思います。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。金谷君。

5 番(金谷英志君) その事業名の変更ですけれども、含むと言われますけども、これ丸々、ほかの事業があつて、開発保守委託料の中にシステム改修業務委託があるんじゃないかと、丸々これ、同じ業務ですからね、含まれると言われるんだったら、ほかにも、そういう開発事業の中にあるのかなと思ったんです。丸々一緒の事業ですから、これ、含むよりも、そのものじゃないんでしょうかね。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

総務課長（鎌井千秋君） この作業については、ちょっと、この電算システムの住基に伴うものでありまして、含むじゃなしに、この作業でございます。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） ないですか。

5 番（金谷英志君） はい、いいです。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） よく分からなかったんやけど、最初の点だけでも、結局、3月、今回、8号補正で専決ですよ。この補正予算における繰越明許の電算関係はね。後ほど、町長が提案されますけれども、で、専決をしなくても、今、言ってた、専決しなくてもね、3月の補正段階で、補正段階で、ほかの5事業は繰越明許の補正を組んでおるんですね。限度額を。で、その時点でね、この電算関係、予算名は、システム開発委託料ですけども、当初予算も補正予算もね、これは名前が変わっておるいうて、質問があったんだけど、3月の補正でね、この限度額の繰越明許はできたのじゃないか。そのことを聞いてあるんですけど、何も、3月31日の補正組んで、ここで、8号補正で出さなくてもね、そのあたりは、何でもかということ、ちょっと、明快な答弁、お願いします。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 作業上と言いますか、見積の、私ども財政の見積徴取して、整理するんは、要求と言いますか、2月10日前後になっておりますので、そういったことで、3月の議会には、ちょっと間に合わなかったと。そういうことで、ご了解願いたいと思います。

議長（西岡 正君） ほかにありますか。はい、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結します。

続いて日程第5、報告第3号、平成23年度佐用町事故繰越し繰越計算書の報告についての質疑を行います。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 質問させていただきます。

この事故繰越しということは、22年度で繰越明許をされて、23年度で本当なら終わっているはずだと思うんですが、今回また、このように繰り越しされるわけですが、この、これだけ遅れる理由は何でしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 誠に申し訳ないんですけども、この事業につきましては、県の方に委託しておる橋梁の災害復旧を、河川改修の絡みでですね、旧南光地区の上宿橋を今回、やむなく繰り越しさせていただいておるわけなんですけれども、当然、議員がおっしゃ

るとおりですね、22 でできないものを 23 に繰り越してやるということで、努力していただいていたわけなんですけれども、河川改修の計画によりましてですね、ほかの、用地も含めてですね、一体的な工事をするという中で、県の中に、河川工事の中に災害復旧工事をお願いしておいたという観点で、どうしてもですね、用地交渉、並びに、計画の工事の打ち合わせ等ですね、不測の日数が生じて、3月末には、やむなくできなかったということで、事故ということで、今回、計上させていただいております。

議長（西岡 正君） よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） それではですね、地元から、これだけ遅れるということになると、文句とか、そういったものがあつたかどうか。で、それに対してね、どのような対応をされたのか。丁寧な対応がされたかどうか、そのへん、お願いします。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） はい、これにつきましてもですね、河川改修と合わせてですね、工法検討、それから、いろいろとですね、地元の要望も受けた中でですね、いろいろな計画変更も行う中で、合意を得てやってきております。

だから、当然、地元の理解の方も得た中で、今回できております。7月末をもってですね、この工事は完成ということになっております。5月末で、上部工部分については、完成しております。まあ、取り合い関係が、ちょっと残っておるんですけども、これも全て、この7月末でですね、解消しますので、ご心配かけました。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにございますか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

続いて日程第6、報告第4号、平成23年度佐用町水道事業会計予算繰越計算書について質疑を行ないますが、質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（矢内作夫君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） それぞれ支払義務発生額繰越、翌年度の繰越額が計上されておりますけれども、具体的な、箇所名と、それと、それに合わせた、この支払義務の発生額、繰越額がいくらになるのか、お示しいただきたいと思います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君）　　まずはですね、それぞれの箇所と、今言われましたように、支払義務発生額、繰越額をお答えさせていただきます。

まず1箇所目、小赤松地区のですね、配水管の移設。支払義務発生額が620万。翌年度繰越額が1,371万4,300円。それから、幕山川で、寺の下橋、繰越、支払義務発生額はありせん。翌年度繰越額1,114万7,850円。同じく、幕山川の定兼橋の配水管の支障。これも翌年度繰越額が688万5,900円。同じく幕山川で小久保橋ですね、これが支払義務発生額が160万。翌年度繰越額446万5,000円。

それから、久崎のですね、虚田橋。支払義務発生額はゼロ。翌年繰越額が2,216万4,450円です。以上です。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君）　　翌年度繰越された、その事業は、この繰越された、この24年度で完成するという見通しなんですね。ちょっと、確認だけさせていただきます。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君）　　勿論ですね、24年度でですね、早い、夏までにはですね、完成すると思います。工事も順調に進んでですね、虚田橋についてはですね、現にもう、完成しております。

それと、小赤松についてもですね、水道は、移設は完了しております。

で、幕山川の、今、関係でですね、橋梁の工事と、どうしても進捗を合わさないかんと  
いう状況がございますので、橋梁の方は、完成しておりますので、その横にですね、単  
独で、今、橋台部分を、2週間ぐらい前ですかね、コンクリート。水管橋はもう、設置  
しておりますので、後は、通水をして、検査をするのみとなっておりますので、早急に完  
成するというふうに考えております。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。ほかにありますか。

ほかにないようですから、これで、本案に対する質疑を終結します。

---

日程第7．承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐用町税条例の一部を改正する条例 専決第2号）

議長（西岡 正君）　　続いて日程第7、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例について、専決第2号を議題といたします。

承認第1号について、当局の説明を求めます。町長、庵造典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました承認第1号、佐用町税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分の承認を求めることについての提案のご説明を申し上げます。

本件につきましては、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部改正が本年3月31日に公布され、4月1日に施行されたことに伴い、町税条例の一部を改正するもので、主に6点の改正となっております。

1点目は、個人住民税の申告時に年金所得者が寡婦控除を受けようとする場合は、申告書の提出が必要となっていました。源泉徴収票の中に寡婦控除の表示欄が設けられたため、不要となったものであります。

2点目から4点目は、固定資産税に係る改正でありまして、2点目は、土地の負担調整措置を延長するものであります。ただし、住宅用地に係る据置特例については、経過的な措置を講じた上で、平成26年度から廃止するもので、経過的な措置として本年度及び来年度については、据置特例の率を80パーセントから90パーセントに改正し、存置するものであります。

3点目は、前回の評価替えの時と同様に、平成25年度、26年度において、地価が下落し、評価額を据え置くことが適当でない時には、評価額の修正を行うことができるというものであります。

4点目は、特例民法法人から移行した一般社団法人、一般社団法人が設置している図書館、博物館及び幼稚園において直接その用に供している固定資産について、固定資産税を非課税とする特別措置を講ずるとともに、その手続きについての規定を定めるものであります。

5点目及び6点目は、東日本大震災関連の個人住民税に関する改正で、居住用財産の買換えの特例を適用する敷地の譲渡期限を3年から7年に延長するもの及び居住用財産が滅失して、居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得又は増改築をした場合において、所得税における特別措置の適用を受ける時は、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とするものであります。

上位法令が3月30日に参議院で承認をされ、31日に公布、4月1日施行ということで、専決処分をいたしましたので、ご承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

なお、本案件につきましては、本日即決となっております。

これから承認第1号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） まあ、やってみないと分からない部分があるかと思えますけれど、想定として、佐用町ですね、どのように変わっていくか。どのような影響が出てくるか。シミュレーションなりしていますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼いたします。

今回の条例改正の中で、特に、納税者の皆様、町民の皆様に影響が出る条例改正につきましては、先ほどの町長の提案説明の中で申し上げました、固定資産税の据え置き特例が平成 26 年度でもって廃止になると。この条項が、条項のみが、直接影響が出るところでございます。

これが、何なのかということなんですけれども、平成 9 年だったと思うんですけども、固定資産の評価の方法が、それまでは、標準地比準方式と言いまして、各地域の中で、標準となる土地。宅地なら宅地で、決まっております、その地区については、同じ価格を使うということで、固定資産税の評価額を決めておったんですけども、路線価方式というものに転換になりまして、その際にいっきに高くなった住宅地等がございます。その関係で、いっぺんに上げるわけにはいきませんので、毎年、当年度の評価額の 5 パーセントずつを上乗せして、上げていっております。それが、80 パーセントになりましたらば、頭打ちということで止まっておったんですけども、それが、26 年度から、その 80 パーセントが廃止になるということになりました。

それで、経過措置として、25 年と 26 年度は 90 パーセントに引き上げるということになっております。

まあ、上げていくのは、当然、いっぺんに上がるんじゃないしに、従来と同じように、5 パーセントずつ上がっていきます。

で、先ほどの岡本議員さんの、どのぐらいの影響が出るんかという話なんですけれども、ちょっと、税務課の方で、試算はしたんですけども、実は、その水準と言いますのが、今でも、一番低いのは、20 パーセント台から、もう 100 パーセントを超えている部分もあるんですけども、段階がありまして、今、この、今年、直接影響が出ます、80 パーセントで止まっている分ですね、それから、90 パーセントまでの間におられる方と、納税者と言いますか、その方が、ダブっている場合もあるんですけども、筆でいきますので、一応、延べ人数でいきますと、6,500 人ほどいらっしゃいます。

で、それに該当する筆数が 1 万 285 筆あるということになっております。それを、計算いたしましたところ、24 年度で、いくら（聴取不能）が増えたかということなんですけれども、195 万円余り、きちりした数字ではないんですけども、概算していただいたところ、195 万余り増えているということになります。

で、これから、毎年、どのぐらい上がっていくんかということなんですけれども、それは、ちょっと計算してくれということで、お願いはしたんですけども、ちょっと、計算ができないということで、まだ、75 パーセントから 20 パーセントの間に、1,680 人余りで 2,300 筆余りの該当筆があります。それが、評価替えとか、その、土地の価格が上下しますので、今の段階では、ちょっと計算がしにくいということなんで、24 年度は 200 万弱ぐらいな影響が出たということで、ご勘弁を願いたいと思います。

ほかの条例改正につきましては、上位法令の条文が変わったとか、それから、東日本大震災の被災者の優遇措置が延長されたとか、それから、固定資産税の、例えば、住宅地で 200 平米までは 6 分の 1、居住用住宅で。それ以外の、その、居住用住宅の分は 3 分の 1 とか、そういう部分は、3 年間延長になっておりますので、そういうふうになってますけれども、ほかは影響がございません。

ただ、一番最初に、寡婦控除の説明があったと思うんですけども、寡婦控除につきましては、僕も、最初勘違いしたんですけども、寡婦控除がなくなったということではなく

って、従来の年金受給者の源泉徴収票の中には、寡婦控除の表示欄がございませんでした。ところが、本年度の現況届の中に、寡婦控除をチェックする欄ができたようなので、1年間試行期間をおいて、26年の申告期間からは、もう、その現況届に、チェックだけしておいていただければ、寡婦控除のために申告会場に来ていただく必要はないということで、申告の方は、少し簡素化されたということになっております。

ということなんで、よろしく願いをいたしたいと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） そこらへんの改正については、町民の周知については、どのように考えていますか。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 申し訳ございません。90パーセントに引き上がったというのにつきましても、既に、この4月に課税させていただいたものから、もう既になっております。

で、私とこの場合は、評価替えにつきましても、評価替えの年につきましても、4月に納税通知書を出させていただいております。今回については、未だ、周知ができておりません。

上がったんで、何で上がったのかなと思われる方が多いと思うんですけども、この件につきましても、毎年、土地の価格が上がるわけでもないのに、何で、毎年、毎年、固定資産税が上がるんだということで、よく電話をいただく件なんですけども、そういう形で、毎年、毎年、上がっていらっしゃる方が、たくさんいらっしゃいますので、同じ解釈をしていただいております。本年は、未だ、周知はできておりません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） そこらへんですね、ある程度は、やっぱり前もって、あなたは、こういう格好でということで、何らかの補足なりの説明はいるかと思っておりますので、そこらへん、よろしく。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

委員（鍋島裕文君） じゃあ、ちょっと関連ですけども、提案説明の関係を含めてね、ち

よって確認しておきたいんですが、ちょっと、町長の提案説明聞いていたら、いわゆる住宅特例が、26年から廃止というふうに、今、課長の説明で分かったんだけど、聞こえませんでした。

確認しますけども、住宅の据え置き特例が26年から廃止という、今、課長、説明ありましたので、いわゆる住宅特例、小規模住宅用地だったら、評価額の6分の1とかね、あの特例は、26年から廃止されないというふうに思うんですけども、その点は、どうなのか。1点。

それから、2点目に、この負担水準の関係、非常にややこしいんですけども、とにかく前年に比べて、今年度が、評価額が上がればね、どの程度、上がっているのかというのが負担水準で、100パーセントより少なければ、評価額が上がっているという計算になるんですけども、今、80パーセントが、特例がなくなって、24年から90パーセント以上という説明があって、その件数が6,500人ほどということがありました。

で、問題は、それも大きいんだが、26年から廃止されたら、この90パーセントから100パーセントの、この間ですね、この間も、当然、据え置き特例が廃止されるわけで、今の状況から見て、80、90パーセントは、概算分かりましたけれども、90から100の26年から廃止される分、これは、どの程度の影響と見ておられるのか。まず、この2点をお伺いいたします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 1点目ですけども、小規模住宅の特例と、6分の1とか3分の1に関しましては、今のところ廃止の予定はございません。

ただ、一応、24、25、26、3年間の延長ということにはなっておりますけども、その後の結論は、まだ聞いておりませんが、廃止という話も聞いておりませんので、引き続き延長されるのではないかなというふうに解釈はいたしております。

それから、現在、90パーセント以上の関係なんですけども、90パーセントを超える方につきましても、既にもう、90パーセントを超えていらっしゃる方が、4,000人弱ですね、いらっしゃいます。ただ、この人数につきましても、筆でいってしますので、ダブっておられる方がございます。その筆、筆、筆によって、90パーセントであったり、80パーセントであったり、70パーセントであったりしますので、実人数ではないんですけども、90から100の間に、まだ、4,000人近い方がいらっしゃいますし、筆数もかなりありますので、かなりこれも、天井がなくなって、100パーセントまで上がっていきますので、最終的には、大きなご負担をかけることになるんじゃないかという心配はいたしております。

ちょっと、数字的なことは、ようはじいておりません。

それから、ちなみに評価替えの関係なんですけども、21年度から24年度に、評価替えの差ですけども、だいたい町内で平均的に、約5パーセントほど下がっておりますので、ご報告をさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

16番（鍋島裕文君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ほかに、ないようですので、これで本案に対する質

疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） 本案に反対いたします。

本改正では、負担水準による負担調整措置を、80 パーセントから 90 パーセント以上にすることにより、本年度で、概算でありますけれども、6,500 人、約 200 万円弱の課税増の影響が出るものであります。

平成 26 年度から、この据え置き特例が廃止されるという改正であり、なお且つ、大きな影響を与えるものであります。

この点を指摘し、反対討論といたします。

議長（西岡 正君） それでは、賛成ございますか。

ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。

これより承認第 1 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 1 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、佐用町税条例の一部を改正する条例、専決第 2 号は、原案のとおり承認されました。

- 
- 日程第 8 . 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号 専決第 3 号）
- 日程第 9 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 4 号）
- 日程第 10 . 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号 専決第 5 号）
- 日程第 11 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号 専決第 6 号）
- 日程第 12 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 7 号）
- 日程第 13 . 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号 専決第 8 号）
- 日程第 14 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 9 号）
- 日程第 15 . 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 10 号）
- 日程第 16 . 承認第 10 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号 専決第 11 号）

- 日程第 17 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号 専決第 12 号)
- 日程第 18 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号 専決第 13 号)
- 日程第 19 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 14 号)
- 日程第 20 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号 専決第 15 号)

議長(西岡 正君) 続いて、日程第 8 に入ります。日程第 8 ないし日程第 20 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(西岡 正君) ご異議なしと認めます。よって、日程第 8、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号、専決第 3 号から、日程第 20、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号、専決第 15 号までの 13 件を一括議題といたします。

承認に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長(庵逄典章君) それでは、ただ今上程をいただきました承認第 2 号から承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、一括議題とされましたので順次ご説明を申し上げます。

まず承認第 2 号、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号、専決第 3 号でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 111 万円追加し、歳入歳出予算の総額を 138 億 4,850 万 5,000 円といたしました。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして説明をいたします。

まず、歳入からご説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

町税につきましては、138 万 2,000 円の増額でございます。内訳といたしまして、固定資産税と入湯税につきましては、それぞれ 2,686 万 4,000 円、60 万 3,000 円の減額、町民税と町たばこ税につきましては、それぞれ 870 万 7,000 円、2,014 万 2,000 円の増額でございます。

次に、地方譲与税につきましては 409 万 5,000 円の増額。うち地方揮発油譲与税におきまして 92 万 6,000 円、自動車重量譲与税におきまして 316 万 9,000 円の増額でございます。

利子割交付金は 165 万 8,000 円の増額、配当割交付金は 338 万 8,000 円の増額、株式譲渡所得割交付金は 37 万 1,000 円の減額、地方消費税交付金は 1,233 万 4,000 円の減額、ゴルフ場利用税交付金は 943 万 4,000 円の減額、自動車取得税交付金は 183 万円の増額、これら地方譲与税及び各種交付金につきましては、交付額確定に伴うものでございます。

地方交付税につきましては、5 億 3,212 万 5,000 円の増額。当該年度特別交付税の交付額が 10 億 3,212 万 5,000 円と確定をしたことに伴うものでございます。

交通安全対策特別交付金は、35 万 5,000 円の減額。これにつきましても、交付額の確定

に伴うものでございます。

分担金及び負担金につきましては、132万4,000円の減額でございます。うち、分担金におきましては65万3,000円の減額で、農林水産業費分担金などの精算見込みによる整理でございます。負担金におきましては67万1,000円の減額で、各種事業における負担金の精算見込みを計上いたしております。

使用料及び手数料におきましては、796万2,000円の減額でございます。うち、使用料におきましては、290万4,000円の減額で、行政財産使用料や各種公共施設使用料、残土処分場使用料など、実績見込みに基づきまして予算計上いたしております。手数料におきましては、505万8,000円の減額で、窓口における諸証明手数料など、実績見込みに基づくものでございます。

国庫支出金につきましては、7,700万円の減額でございます。うち、国庫負担金におきましては、子ども手当国庫負担金などの実績見込みにより、7,517万6,000円の減額。国庫補助金におきましては、民生費関係ほか実績見込みにより、276万8,000円を減額。国庫委託金におきましては、子ども手当事務費交付金などの実績見込みによりまして94万4,000円の増額でございます。

県支出金につきましては、2,286万6,000円の減額でございます。うち、県負担金におきましては、1,205万9,000円の減額で、子ども手当県負担金など民生費関係の実績見込みに基づき予算計上をいたしております。県補助金におきましては、総務費から災害復旧費まで、各種事務事業の実績見込みに基づきまして、全体で1,566万2,000円の減額でございます。県委託金におきましては、485万5,000円の増額で、公共用地取得事務委託金482万6,000円の増額など、実績見込みによるものでございます。

財産収入につきましては、82万円を増額。うち、財産運用収入におきましては、財政調整基金預金利子の実績見込みにより18万9,000円の減額でございます。財産売払収入におきましては、100万9,000円の増額で、秀谷の残土処分場への進入路の立木売払代金113万2,000円の追加計上が主なものでございます。

寄付金につきましては、126万5,000円の減額。内容は、ふるさと応援寄付金137万5,000円の減額などでございます。

繰入金につきましては、ふるさと応援基金繰入金などで90万5,000円の減額などがございます。

諸収入につきましては、4,862万8,000円の増額でございます。うち、延滞金加算金及び過料におきまして、町税の延滞金の実績見込みにより657万円の増額、受託事業収入では、民生費受託事業収入の精算見込みに基づきまして176万8,000円の増額でございます。貸付金元利収入におきましては、25万6,000円の減額。雑入におきましては、4,074万4,000円の増額でございます。

町債につきましては、5,900万円の減額でございます。土木債、消防債及び災害復旧債におきまして、各事業の実績見込みに基づき計上いたしております。

次に歳出でございますが、各款共通して人件費、事務経費についての精査を行い不用額の整理をいたしました。

議会費につきましては、不用額を整理いたしまして154万円の減額でございます。

総務費につきましては、6,819万8,000円の減額でございます。総務管理費におきまして、5,413万6,000円の減額で、防犯対策費1,013万6,000円の減額などがございます。徴税費は、737万4,000円の減額。戸籍住民登録費は80万3,000円の減額。選挙費は564万4,000円の減額。統計調査費は19万7,000円の減額。監査委員費は4万4,000円の減額で、いずれも不用額の整理でございます。

民生費につきましては、1億3,132万6,000円の減額でございます。うち、社会福祉費

におきましては、3,898万5,000円の減額で、障害者福祉費の障害福祉サービス費などの精算が主な内容でございます。児童福祉費におきましては、8,997万9,000円の減額で、児童措置費の子ども手当の実績見込みによる減額が主なものでございます。国民年金事務取扱費及び災害救助費におきましては、不用額の整理で、それぞれ10万7,000円、225万5,000円の減額でございます。

衛生費につきましては、1億198万6,000円の減額でございます。うち、保健衛生費におきましては、6,646万6,000円の減額で、主な内容は、河川改修事業の影響により計画をいたしておりました事業を、翌年度へ先送りしたため、簡易水道事業特別会計繰出金3,629万4,000円の減額、生活排水処理事業特別会計繰出金1,580万5,000円の減額などでございます。清掃費におきましては、人件費の調整と不用額の整理で3,552万円の減額でございます。

農林水産業費につきましては、3,149万円の減額。農業費及び林業費におきましては、各事業等の実績見込みに基づいて予算整理を行い、それぞれ1,997万2,000円、1,151万8,000円の減額でございます。

商工費につきましては、661万円の減額。主な内容は、笹ヶ丘荘特別会計繰出金124万9,000円の減額、買物不便地域移動販売促進事業補助金221万4,000円の減額などでございます。

土木費につきましては、9,987万3,000円の減額でございます。うち、土木管理費におきまして、不用額の整理により79万8,000円の減額、道路橋梁費、河川費及び都市計画費におきましては、各事業の実績見込みに基づく予算整理が主な内容で、それぞれ5,992万2,000円、249万7,000円、5万4,000円の減額でございます。下水道費におきましては、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金を3,361万円減額いたしております。住宅費におきましては、不用額の整理を行い、299万2,000円の減額でございます。

消防費につきましては、2,366万9,000円の減額で、不用額の整理でございます。

教育費につきましては、5,675万1,000円の減額で、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費及び保健体育費の各項すべて、不用額の整理を行うもので、それぞれ422万7,000円、1,559万3,000円、1,149万7,000円、1,892万8,000円、650万6,000円の減額でございます。

災害復旧費につきましては、697万5,000円の減額でございます。うち、農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきましては、実績見込みに基づきまして、それぞれ316万8,000円、1,190万4,000円を減額。公営企業災害復旧費におきましては、公営企業会計への繰出金の精算で、809万7,000円の増額。内訳は、水道事業会計繰出金が272万2,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金が1,079万1,000円の増額、生活排水処理事業特別会計繰出金が2万8,000円の増額となっております。

公債費につきましては、4億7,488万円の増額。うち、元金は繰上償還を実施するため4億9,502万8,000円を追加計上いたしております。

諸支出金につきましては、4億5,464万8,000円を増額。基金費におきまして、減債基金積立金として4億5,697万7,000円を増額いたしております。これは、平成24年度から本格実施される防災行政無線のデジタル化整備事業の起債償還に備えるものでございます。

次に、繰越明許費の追加でございますが、第2表、繰越明許費補正によりまして、ご説明いたします。5ページをご覧ください。

電算システム改修業務委託3,360万円につきまして、地方自治法第213条に規定する繰越明許費の限度額を設定するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第3号、平成23年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第4号、専決第4号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ6,478万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億6,911万円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第1表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入よりご説明をいたします。

国民健康保険税は1,015万6,000円の減額で、内容は保険税額を精査し、一般被保険者国民健康保険税1,182万6千円の減額、退職被保険者等国民健康保険税167万円の増額でございます。

一部負担金は4,000円の減額。

使用料及び手数料は、手数料4,000円を増額いたしております。

国庫支出金は5,877万1,000円の減額で、内容は交付決定額に基づき、療養給付費等負担金1,978万5,000円、財政調整交付金3,901万6,000円をそれぞれ減額をいたしております。

療養給付費等交付金も、交付決定額に基づき619万5,000円の減額でございます。

前期高齢者交付金は1,000円の減額。

県支出金は2,396万4,000円の減額で、交付決定額に基づき、県財政調整交付金2,387万4,000円の減額が主なものでございます。

繰入金3,278万1,000円の増額は、事業の完了による他会計繰入金3,278万2,000円の増額、基金繰入金1,000円の減額であります。

繰越金は1,000円の減額。

諸収入では151万9,000円を増額いたしております。

次に歳出についての説明をいたします。

総務費では、不用額を精査し84万9,000円の減額。

保険給付費は、5,319万9,000円の減額で、その内訳は、支払実績による確定で療養諸費4,573万2,000円、高額療養費530万9,000円、移送費10万円、出産育児諸費129万円、葬祭諸費75万円、結核医療付加金1万8,000円を減額いたしております。

保健事業費も不用額を精査し、39万9,000円減額。

諸支出金は34万1,000円減額。

予備費1,000万円を減額をいたしております。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

次に、承認第4号、平成23年度佐用町老人保健特別会計補正予算第1号、専決第5号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正によりまして、歳入より説明をいたします。

支払基金交付金33万5,000円、国庫支出金22万1,000円、県支出金5万6,000円、繰入金6万4,000円、繰越金1,000円、諸収入5,000円をそれぞれ減額をいたしております。

次に歳出についてであります。医療諸費67万円、諸支出金2,000円、予備費1万円をそれぞれ減額をいたしております。

以上で、老人保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第5号、平成23年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第3号、専決第6号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ718万5,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,559 万 4,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入より説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は保険料額を精査し、426 万 2,000 円を減額いたしております。使用料及び手数料は手数料 1 万円を増額。県広域連合支出金は 11 万 2,000 円を増額。繰入金は事業完了による他会計繰入金を 265 万 6,000 円減額。繰越金 1 万 6,000 円を、諸収入は 37 万 3,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

次に歳出についてであります。総務費では不用額を精査し 17 万 2,000 円の減額。保健事業費も、不用額を精査し、40 万円の減額。後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額確定により 624 万 1,000 円の減額。諸支出金は 37 万 2,000 円減額しています。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 6 号、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号、専決第 7 号についてのご説明を申し上げます。

はじめに、事業勘定の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,337 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 179 万円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、歳入から説明をいたします。

保険料においては、第 1 号被保険者保険料 170 万 1,000 円を減額しております。分担金及び負担金については、認定審査会受託負担金 2 万 6,000 円を増額であります。使用料及び手数料については、督促手数料 5,000 円を増額いたしております。国庫支出金において 621 万 1,000 円の減額、支払基金交付金 2,000 円の減額、県支出金 4,000 円の減額はそれぞれ交付決定により行ったものでございます。繰入金 545 万 9,000 円の減額は、事業完了による一般会計からの繰入金 774 万 4,000 円を減額、介護給付費準備基金からの繰入金 228 万 5,000 円を増額、諸収入は、3 万 2,000 円減額いたしております。

次に、歳出についての説明をいたします。

総務費 382 万 4,000 円減額の内訳は、総務管理費 339 万 7,000 円、介護認定審査会費 36 万 9,000 円、運営委員会費 4 万 6,000 円、地域支援事業費 1 万 2,000 円のそれぞれ不用額でございます。保険給付費 545 万 8,000 円減額の内訳は、各種サービスの確定によるもので、介護サービス等諸費 131 万 9,000 円、支援サービス等諸費 118 万 4,000 円、その他諸費 31 万 9,000 円、高額介護サービス等費 14 万 9,000 円、特定入所者介護サービス等費 29 万 5,000 円、高額医療合算介護サービス等費 219 万 2,000 円のそれぞれの不用額であります。地域支援事業費 241 万 9,000 円減額の内訳は、介護予防事業費 95 万 3,000 円、包括的支援事業費 29 万 2,000 円、任意事業費 117 万 4,000 円のそれぞれの不用額でございます。諸支出金 1 万 1,000 円、予備費 166 万 6,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

続いてサービス事業勘定についての歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 51 万 8,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 851 万 8,000 円に改めるものでございます。

歳入では、予防給付費収入 51 万 8,000 円を減額いたしております。

次に、歳出では居宅サービス事業費 50 万円、繰出金 1 万 8,000 円をそれぞれ減額をいたしております。

以上で、佐用町介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、承認第 7 号、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号、専決第 8 号に

ついて、ご説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 258 万 2,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,525 万 1,000 円に改めるものでございます。その中身につきましては、いずれも事業の終了及び確定によるもので、実績に合わせて、計上させていただきました。

第 1 表、歳入歳出予算補正により、まず、歳入から説明をいたします。

事業収入につきましては、15 万 6,000 円を増額計上し、繰入金につきましては、一般会計よりの繰入金 268 万 7,000 円の減額。諸収入につきましては、受託事業収入などで 5 万 1,000 円を減額するものでございます。

次に、歳出であります。まず、老人ホーム費でございますが、人件費等の確定、施設の維持管理費の精査などにより 254 万 2,000 円の減額。予備費でございますが、不要となったため 4 万円を減額いたしております。

以上で、佐用町朝霧園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして、承認第 8 号、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号、専決第 9 号につきまして、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,129 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 1,592 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金において 105 万円の増額、使用料及び手数料で 120 万 3,000 円の減額。繰入金では一般会計からの繰入金で 2,550 万 3,000 円の減額。雑入では、563 万 7,000 円を減額をいたしました。

次に歳出の説明を申し上げます。

管理費では、一般管理費において人件費、需用費及び役務費等の精算により 208 万 7,000 円を減額。現場管理費においては、各簡易水道施設の維持管理経費や工事請負費の精算で 1,336 万円を減額。建設改良費においては、委託料と工事請負費等の精算により 1,377 万 3,000 円を減額いたしております。簡易水道施設災害復旧費でも精算により 53 万円を減額。公債費では 104 万 3,000 円を減額いたしております。最後に、予備費 50 万円も減額をいたしました。

以上で、簡易水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 9 号、平成 23 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 5 号、専決第 10 号についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,863 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 億 5,918 万 8,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第 1 表、歳入歳出予算補正によりまして、まず、歳入からご説明をいたします。

分担金及び負担金においては、79 万 8,000 円の増額、使用料及び手数料では 28 万 2,000 円の減額、繰入金は一般会計からの繰入金で 3,361 万円の減額、諸収入では 486 万 4,000 円の増額、町債は 40 万円を減額をいたしました。

次に歳出についてであります。管理費では、一般管理費で精算により 104 万 9,000 円、現場管理費は需用費、工事請負費等で 1,155 万円をそれぞれ減額をいたしました。建設改良費では委託料や工事請負費等精算により 1,078 万円を減額いたしております。公債費では町債償還利子で 475 万 1,000 円を減額しております。予備費につきましては 50 万円を減額をいたしました。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 10 号、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号、専決第 11 号につきまして、提案の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,050 万 6,000 円を減額し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6,144 万 2,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入から説明をいたします。

使用料及び手数料で 35 万 8,000 円の減額。国庫支出金では下水道費補助金で 15 万 2,000 円の増額。繰入金は一般会計からの繰入金で 1,577 万 7,000 円の減額。諸収入は過年度収入等で 567 万 7,000 円を増額。町債では 20 万円を減額をいたしました。

次に、歳出について説明をいたします。

いずれも精算による減額で、浄化槽管理費で 177 万 8,000 円、浄化槽事業費で 9 万 9,000 円、農業集落排水施設管理費は一般管理費で 46 万 2,000 円、現場管理費で 647 万円、農業集落排水施設事業費は 11 万円を減額をいたしました。農業集落排水施設災害復旧費で 2 万円、公債費では償還利子 106 万 7,000 円、予備費 50 万円をそれぞれ減額をいたしております。

以上、生活排水処理事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、承認第 11 号、平成 23 年度西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号、専決第 12 号についての、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 240 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 901 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身について、歳入からご説明をいたします。

使用料及び手数料においては 20 万 8,000 円を増額。県支出金では、天文台公園管理委託金で 222 万 4,000 円の減額をいたしております。これは非常放送設備改修工事の入札減と、2 月の臨時議会で補正の承認をいただきました南館エンクロージャー及び冷却 CCD カメラの修繕工事の精算によるものでございます。財産収入では、4 万 8,000 円の減額。繰入金では一般会計繰入金で 42 万 6,000 円の減額。諸収入では 8 万 7,000 円の増額をいたしております。

歳出では、社会教育費で 235 万 5,000 円。諸支出金では 4 万 8,000 円をそれぞれ精算により減額をいたしております。

以上で、西はりま天文台公園の特別会計補正予算についての説明とさせていただきます。

次に、承認第 12 号、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号、専決第 13 号についての、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 706 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,170 万 9,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入からご説明をいたします。

笹ヶ丘荘事業収入の使用料におきまして 593 万 5,000 円の減額。一般会計からの繰入金 は 97 万 3,000 円の減額。雑入でも 16 万 1,000 円を減額いたしております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘管理運営費におきまして 706 万 9,000 円の減額をいたしておりますが、その主なものは、賃金で 111 万円、需用費 292 万 6,000 円、役務費で 126 万 3,000 円、工事請負費 60 万円、公課費で 75 万 8,000 円の減額でございます。これは、各節ごとの費用を精査したことによるものでございます。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に承認第 13 号、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号、専決第 14 号 について、提案のご説明を申し上げます。

はじめに、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 234 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,472 万 3,000 円

に改めるものでございます。

その中身につきまして、歳入から説明をいたします。

主なものは、診療収入において 220 万 3,000 円、諸収入において 14 万 3,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、歳出についてであります。主なものは、総務費において、歯科医師報酬を 87 万円、臨時職員賃金 22 万 5,000 円それぞれ減額し、合計 182 万 6,000 円を減額するものでございます。医業費では、需用費及び委託料において不用額 52 万 1,000 円を減額するものでございます。

以上、佐用町歯科保健特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

最後に、承認第 14 号、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号、専決第 15 号についての、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 2,871 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,986 万 7,000 円に改めるものでございます。まず、歳入からご説明をいたします。

歳入では、財産売払収入で 2,871 万 5,000 円を減額いたしております。これは、広山団地、さよひめ団地、長尾団地の 5 区画が売却できなかったことによるものでございます。

歳出につきましては、宅地造成費で 1,502 万 7,000 円、公債費で 1,234 万 8,000 円、予備費で 134 万円をそれぞれ減額をいたしております。これは、各節ごとの費用を精査したことによるものでございます。

以上で、佐用町宅地造成事業特別会計補正予算の説明とさせていただきます。

以上、それぞれ 23 年度の最終補正予算につきまして専決させていただきました内容につきまして一括してご説明をさせていただきました。

ご承認をいただきますように、お願いを申し上げます。

議長（西岡 正君）                      ここでお諮りします。暫時休憩したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君）                      はい、異議なしと認めます。  
それでは、11 時 5 分まで休憩いたします。

午前 10 時 51 分    休憩

午前 11 時 05 分    再開

議長（西岡 正君）                      それでは、休憩を解き会議を再開します。

ただ今、議題になっております承認第 2 号ないし承認第 14 号につきましては、本日、即決といたします。順次、質疑、討論、採決を行います。いずれの会計におきましてもページ数と節を言っていただきますと、進行上助かりますので、よろしく願いをいたします。

日程第 8 . 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号 専決第 3 号）

議長（西岡 正君） 日程第 8、承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号、専決第 3 号に対する質疑を行います。質疑のある方、発言願います。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） すいません。12 ページ、農林水産使用料で、キャンプ場の使用料というんですけど、減額、125 万 8,000 円になっているんですけども、この 125 万 8,000 円というのは、どんなんですか。22 年度は上流の橋が落ちたということと、台風等があったですね、当初予算より 1,000 万ほど減額されたんですけども、今回の 125 万 8,000 円の減額というのは、どんな理由で、この減額になっておるわけですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、お答えください。商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 失礼します。

このキャンプ場使用料につきましては、3 月議会で 900 万円の減額をお願いし、承認をされております。

しかしながら、この利用者数につきましては、昨年度が 1 万 910 人と、後、今年度の利用者数が 1 万 751 人で、ちょっと微減しておるわけですけども、ちょっとお客さんの単価が少なくなった関係から、この減額の数字になっております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7 番（井上洋文君） 人数等は変わりなしに、客の単価。一人当たりの単価が、安かったということの単純な、そういう感じですか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） そうです。

議長（西岡 正君） はい、井上議員よろしいか。  
ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） 岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 8ページですね、5の10の個人の滞納繰越、15番の167万2,000円、その下の4万1,000円。それから、1,286万4,000円。これらの経緯と見通しについて、報告願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔税務課長 拳手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

税の滞納繰越分の調定の減額でございますけども、まず、町県民税の個人住民税なんですけども、これにつきましては、当初は、22年から23年に繰越と言いますか、滞納繰越になる額を、予算段階では、2,580万で見込んでおりました。その、一応、30パーセントを徴収目標として予算をさせていただいております。それで、実際に、繰越になりましたのが、2,200万ということで、調定額の方が、当初の予定より380万ほど減になりました関係と、それと申し訳ないんですけども、30パーセントを目標値としておりましたけども、27.6パーセントの徴収率であったということで、160万ほどの減額をさせていただいております。

これの内訳につきましては、当初、23年度の当初で、普通徴収で359人。特徴で32社ございまして、23年度の末では、普通徴収では228人。それから、13社ということで、それぞれ131と19減ということになっております。

これからも、一応、少しでも減らすように、頑張っていきたいと考えております。

それから、法人税の分でございますけども、法人税に関しましては、4万1,000円の減額をさせていただいております。これにつきましては、当初、53万8,000円の予算をいたしておりました。これにつきましては、22年度に、当初、27万の予算で、41万9,000円の収入があったわけなんですけども、もう少し頑張ろうということで、ここと、ここと、この会社は集めたいなということで、53万8,000円ということで、ちょっと目標は高く置いておったんですけども、少しちょっと、届きませんでして、49万7,000円の収入に留まったということで、4万1,000円減額をさせていただいております。

それと、もう1点は、入湯税の関係でしたかいね。

〔岡本義君「固定資産税」と呼ぶ〕

税務課長（橋本公六君） あっ、固定資産税。すいません。

固定資産税につきましては、これは、誠に申し訳ないんですけども、現年度分にも影響、同じ理由なんですけども、22年度は、高額納税者で1社、頑張らせていただいて、6,700万余りを、ほとんど現年分は入れていただいて、滞納分についても、毎月200万ということで、約束を守っていただいて、納めていただけたんですけども、本年度は、どうにも資金繰りがつかないということで、4期分が、約1,460万、未納で、滞っております。

それと、滞納繰越分につきましても、毎月200万ずつ納付をしていただいていたんですけども、8月から100万に、ちょっと堪えてくれということで、100万ずつ入ってきました。その関係で、何百万か減ったのと。

もう一つ、20パーシのところの延滞金の関係なんですけども、同じ会社なんですけども、延滞金が、本年度、この予算では、657万円増額させていただいて、957万ということで

させていただいておりますけども、たまたま、納めていただいた物の中で、延滞金に回る部分が、かなり多くなっております。その1社の分で、延滞金に630万ほど回っております。滞納繰越分の本税に回る部分が、去年に比べると300万ぐらい減ってきたということで、途中から100万に減らされた分と、延滞金に回った分合わせまして、申し訳ないんですけども、1,200万円余が、本年度は減になっておるとい形になっております。

ただ、最終的には、現年分につきましては、1,400万ほどおさえていただいておりますけども、4月、5月にかなり収入がございまして、980万ぐらいの、決算では減で済むんじゃないかなということで考えております。

で、固定資産税の滞納の状況でございますけども、23年当初は、598名ございまして、23年度末は、367名ということで、231名減ということでなっております。これも何とか、もう少し減らしていきたいと思っておるんですけども、また、これに23年度の現年分の繰越が乗ってきますので、また、800人超えるぐらいなところから、取り組んでいかないかなのかなということで思っております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3番（岡本義次君） 頑張ってください。

それから、12ページ、25、土木使用料、15番、住宅使用、18万7,000円。その下の改良の1万。それから、その55の定住ですね、24万7,000円、これらについての経過並びに見込みについて、説明願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 住宅使用料につきましては、18万7,000円の減額をしております。

これにつきましては、当初予算としまして30万円計上しておりましたけれども、収入見込みとしまして、11万3,000円を見込んでおります。ということで、18万7,000円の減額をお願いしております。

後、滞納額につきましては、5名様で118万余りございます。ちなみに、22年度も5名の滞納でございました。

後、次、25番の改良住宅の使用料滞納分ですけれども、改良住宅につきましては、滞納者がありませんでしたので、当初予算の1万円を丸々減額しております。

次、55番の定住促進住宅使用料の滞納繰越分ですけれども、これにつきましては、当初予算1,000円だったんですけども、22年度になかった滞納が、23年度に発生しまして、その収入済額が24万7,000円を見込んでおります。ちなみに、現在の未納額につきましては、お一人で、7万4,000円余りの滞納がございます。これにつきましては、順次、現在の滞納額につきましては、減少しておりますので、これからも徴収に努めたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

3 番（岡本義次君） はい。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 20 ページ、今の町税の延滞金のことで、657 万上がってございますけれど、これらについては、ほかにないんですか。今、言われた 1 社のみ。ほかは、どういう状況なんかということと、それから、その下の 10 番の 22 万、滞納繰越、この分についての経過と見込み、説明願います。

それから、その下ですね、21 ページ、89 万円、滞納処分費の、この分についての説明をお願いします。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

20 ページの延滞金の分でございますけども、先ほどの説明で申しましたように、1 社の分で、635 万 5,000 円ございます。後残りが、最終的には延滞金で 1,026 万ほど入ってくる予定になっておるんですけども、その差額の 300 何十万かが、390 万ほどが、全体での延滞金ということになっております。

ちょっと、件数につきましては、把握をようしておりませんので、ご勘弁をお願いしたいと思います。

〔岡本義君「後で、また」と呼ぶ〕

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） まず、

〔岡本義君「いや、未だ、答えておれへんのん違うん」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） あっ。

〔岡本義君「後の」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 21 ページか。

〔岡本義君「20 ページの 22 万とか、その下の 89 万円。その答えが」と呼ぶ〕

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。20 ページの 25 の 10 の関係の、資金の関係だと思えます。滞納繰越分につきましては、住宅新築資金、改修資金、それから、宅地取得資金、住宅建設資金の 4 資金分でございますが、今年度の徴収額が 158 万 336 円を確定しましたので、今回、22 万の減とさせていただきます。以上でございます。

議長（西岡 正君） 21 ページの、これは何課になるの。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課。

税務課長（橋本公六君） 申し訳ございません。滞納処分費の関係は、23 年度は、公売等、残念ながら実施ができておりません。そういうことで、一応、不動産の公売を 5 件ということで、予算をさせていただいておりましたけども、公売が実施できませんでしたので、申し訳ないんですけども、実績ゼロということで、落とさせていただいております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

16 番（鍋島裕文君） 8 ページの固定資産税の関係でお聞きします。

償却資産の関係ですが、1,400 万円減額ということで、22 年度決算では、4 億 1,000 万円ほどあって、この 23 年度は、これで 3 億 9,000 万ほど、かなり減るわけですけども、この償却資産の減額内容ですね、それが 1 点。

それから、2 点目は簡単ですので、11 ページ、土木費負担金の町道改良地元負担金、当初、10 万円が 6 万円補正、この補正内容ですね、この 2 点、お願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔税務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。

税務課長（橋本公六君） 失礼します。

固定資産税の中の償却資産の 1,400 万円の減でございますけども、これにつきましては、率直に申し上げますと、予算の見通しを間違っておるといことなんですけども、一番大きな原因としましては、スプリング 8 の関係の減額を少し、見誤っておったということなんですけども、と言いますのが、スプリング 8 の関係、いつも、1,500 万から 2,000 万ぐらいな減額にはなるんですけども、新しい機械が入ったりして、差し引きされますと、22

年度の時には、21年度から22年度の減額については、130万余りの減額で済んだんですけども、本年度は、1,590万余り減額になっております。その関係を、ちょっと、予算査定段階で、新しい機械が何ぼかは入るだろうという見通し持っておったんですけども、23年度は、全く入らなかったということで、その差し引きで、1,460万ほど減額になったというのが、一番大きな理由でございます。

〔建設課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（上野耕作君） 失礼します。地元負担金でございますけれども、これにつきましては、昨年度、生活道路の舗装ということで、町道以外の舗装ということで、各、自治会の方から要望を受けてやったわけなんですけれども、最終的に、当初予定した以上です、件数が増えまして、10件やっております。その精算ということで、5パーセントと、事業費の5パーセントをいただいております。その関係で増えております。以上です。

議長（西岡 正君） 鍋島議員、よろしいか。  
はい、ほかに。ありませんか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、9ページの関係、これは聞いてどうか分かりませんが、12月、3月の協議会の報告の中で、特別交付税の関係ね、21年が20億、22年度が約11億円。で、これ23年度も10億3,000万ということで、町長も例年6億円の中では、大きな特別交付税と。まあ、今回も、当初に、5億円組んでましたので、この補正で10億3,000万円の特別交付税になってます。

まあ、21年、22年については、09年災害の災害関係で理解できるんですけども、この23年の10億からの特別交付税、勿論、政府の、これは、勘定で交付されていると言え、それまでなんだが、当局としては、例年6億に対する、この23年度、10億、どのような分析をされているのか、その点を1点、伺います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 特別交付税については、当然、できるだけたくさんの交付税、交付していただきたいという願いはしているわけですけども、災害等の関連の中で、まあ、21年、22年、非常にたくさんの特別交付税を交付いただきました。

で、23年度につきましては、相当減額されるだろうということは、予想していたわけですけども、市町振興課の担当、また、課長等とも、いろいろとお話をさせていただいて、町としても、今、災害が、復旧については、それぞれ、県等の支援の中で、進めておりますけども、町単独でも、長期にわたってですね、対策をしていかなきゃいけないと、そういう面での財政的な支援ということについて、特別交付税でも、是非、見て欲しいという

こともお願いをしてきました。

そういう中で、県の方では、当然、査定の内容については、細かくは分かりませんが、当然、今年、10億というのはですね、非常に、多いということについて、これが、24年、25年と続くということは、当然もう、あり得ないということは、ちゃんと、その猶予、想定の中で、財政運営をしてくださいということは、言われております。

まあ、21、22年が多いんで、いっきに減額ということではないということと、それから、災害のやはり復旧対策事業、そういう面でのですね、配慮が、かなりしてあるということは、聞いております。

ですから、当然、この24年度については、これから、暫時、減額されていくだろうということは、想定しながらですね、今後やっていかなきゃいけないというふうに思っております。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） それでね、結局、09年災害の時に問題になった、査定漏れの関係でね、かなり町単にしたために、負担が増えたわけだが、今の町長のあれでは、この災害査定漏れも含めた、町単の災害復旧、そういった配慮もされておるといふふうに聞こえたんだが、そのような内容でも聞いておられるんですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） そういうふうに、具体的なですね、査定漏れというふうな形ではありません。

ただ、町としても、相当大きな被害の中でのですね、町単独でのですね、復旧について、負担を、町民の負担をできるだけ軽減しながら、継続して、今、対策、いろんな復旧工事を行っているということ。

それから、県や国の事業として、なかなか採択していただけないような規模の物についてはね、町単独でも、継続して、これからも、今やっていますし、これからもやっていきたいということですね、そういう面での総合的な観点から、その点については、災害に対しての配慮をいただいたというふうには認識をいたしております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16番（鍋島裕文君） じゃあ、30ページお願いします。

ひなくらリフレッシュビレッジの指定管理の関係です。30ページの、これは80目です。当初、300万円で、指定管理料が84万1,000円追加。指定管理料は追加されておると。これの内容説明ですね。それをお願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） これにつきましては、ゆう・あい・いしいの指定管理となっております。

議員おっしゃりのとおり、当初予算 300 万円で計上しておりました。で、3 月補正を受けまして、21 万 5,000 円、また、追加のお願いをして、了解を得たわけですけれども、この町予算、補正予算の確認が 2 月の下旬になります。

ただ、悲しいかな、その町予算の締切後におきまして、電話と複合機が故障いたしましたので、商売上必要ですので、急遽、購入をしたということで、この 84 万 1,000 円を、今回、新たに追加をお願いしたいというものでございます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 30 ページ、65、防犯灯の対策、1,000 万少なくて済んでおるんですけど、これらについては、もう各地区の要求が上がってきたところについては、23 年度は全部できて、金額、1,000 万余った理由について、どうなのか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、企画防災課長。

企画防災課長（平井隆樹君） 1,000 万の防犯灯の工事費の減額でございますが、本年の 3 月までに、自治会長とヒアリングを取りながらやっていく計画で進めておりました。その中で、見積入札した中で、大きく単価が安くなったというのが 1 つの理由でございます。

それと、そしたら、何をやったのかということで、町の防犯灯の不良の部分がございませぬ。その部分と、それから、国県道、蛍光灯ですけど、まだ、使えるのもあったんですけども、これ、LED に変えるということで、それを全部やり直しました。

ということで、できる部分につきましては、全部やったんですけども、後、残りの分については、自治会等の調整を得るということで、24 年度、本年度にやるという予定をしておりましたので、できる部分については、全部やったということでございます。

当然、ヒアリングが 12 月いっぱいかかって、その後、方針を出して、やっていったので、3 カ月ほどの間にできる部分、全てやりました。

ということで、24 年度の予算にも、また、計上しておるわけなんで、残りは、24 年度で実施していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） じゃあ、87 ページの公債費の関係、お伺いします。

長期償還元金の関係で、提案説明で、町長が、4 億 9,500 万円の繰上償還ということで、説明されました。

それで、当初も繰上、予算を、当初予算に組んでいたわけですから、これの、これにより、繰上償還額の総額ですね、いくらになるかということ、それが 1 点目。

それから 2 点目に、今回の特別交付税の、ああいった増額の中で、事業の執行減等含めてですね、約 10 億円のお金を、半分の 5 億円は減債基金に回し、5 億円は繰上償還と、大雑把に言って、そういう補正になっておるわけですが、繰上償還をすればね、その分、起債が減っていくわけで、それ自体は、何も、悪いことではないんですが、だいたい、その、町のね、繰上償還の、地方償還のね、計画からして、この補正の中で、これだけの金が出れば、ほとんど繰上に回していくというような、こういう財政計画と言いますかな、地方債返還計画というか、このような方針の下で、この補正を考えておられるのか。

それとも、この度、たまたま、10 億あったから、半分を減債、半分を繰上というようなことなのか。そのあたり、長期的な、この、地方償還計画の中から、今回の措置は、どのように考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

議長（西岡 正君） 総務課長ですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 長期的な財政計画というのは、収入等、今後、不安定な、不明確なところありますから、中々、立てにくいんですけども、当然、この起債額が非常に大きいということは確かです。これが、将来的にもずっと、財政負担に影響してきておりますので、できる限り起債を減らしていきたいと。それには、新たな、できるだけ起債は発行しないということが、1 つの、それについて、少しでも起債の額を少なくしていこうということで、考えておりますけれども、どうしてもやはり、必要な事業については、起債を借り入れるということになります。

そして、既に起債をしている分につきましてはですね、繰上償還できるものは、これは、毎年、いくら償還をしていくかと。繰上償還していくかということころまでは、きちっとしたもまではできません。これは、やっぱり予算に余裕がないとできないわけなんで、当然、執行する中でですね、予算に余裕が出てくればですね、全体の、その予算として、繰上償還を行っていくということを考えております。

今年は、23 年はですね、そのように、10 億近い財源ができましたので、約半分ぐらいは、半分は繰上償還をしたということで、後、減債基金に残りを積み立てましたけれども、これも新たな、24 年、25 年で行います、このデジタル化に伴う防災無線のですね、この事業の償還分、これに、長期的に、ちゃんと充てて、準備をしておくということでの考え方で、減債基金に積み立てたということ。そういうふうな考え方で、財政運営を行ってお

ります。以上です。

〔鍋島君「いやいや、総額、何ぼになるん」と呼ぶ〕

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、税務課長。あっ、ごめんなさい。総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） それでは、繰上償還の 23 年度の合計ですけども、7 億 4,777 万円となっております。これについては、3 月末に、2 億 5,110 万 6,000 円。それから、今回の補正の分で、4 億 9,664 万となっております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。ほかに。  
はい、ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより承認第 2 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 2 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 2 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町一般会計補正予算第 8 号、専決第 3 号は原案のとおり承認されました。

---

日程第 9 . 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号 専決第 4 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 9、承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号、専決第 4 号に対する質疑を行ないます。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 4 ページ、20 番の 579 万 5,000 円。それから、その下の 18 万 6,000 円。その下、77 万 6,000 円。

それから 5 ページの 20 番の 20 万 2,000 円、22 番の 3 万 1,000 円、25 番の 4 万 8,000 円。これらについての経過と見通しについて、説明願います。

議長（西岡 正君） すいません。3つまでということになってますので、あんまりようけ言われると、こっちちょっと整理ができませんので、3点ということで、おまとめください。

はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 失礼します。

医療費の滞納の件だと思んですけど、一応、当初予算では、滞納税につきましては、見込みも、滞納繰越額の24パーセントを徴収するという形で計画をしておりましたが、一応、徴収できた金額から、見込み額、徴収できなかった金額がこれだけありますので、一応、徴収できなかった調定額を、これだけ落とさせていただいたという形になります。

で、今後の見込みですけど、一般の町税を含め、今後、納税者と納税折衝を進めながら、今後の滞納繰越の徴収に向けて誠意を見せていきたいというように考えております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

3番（岡本義次君） 当初、24パーセント挙げておりましたけれど、その分について、何ぼぐらいできたかという、そういう経過については、どんなんでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 失礼します。

当初見込み額の医療給付費でございますが、当初、1,200万ほど徴収する見込みでございましたが、現実にできておるのは、579万5,000円という形で、実質は、半分ほどしか徴収ができていないという現実でございます。

これも、なかなか徴収についても努力はしておるんですけど、なかなか、納税者の理解が得られなかったりという形がありますので、ちょっと、こういう形にしかできておりません。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） その下のね、例えば、18万6,000円とか77万6,000円、この分については、そこらへんの中身については、どうだったんでしょうか。

住民課長（梶生隆弘君） 失礼します。

これにつきましても、一応、（聴取不能）、国保でございますので、全部含んだ形で徴収をさせていただいて、その内の按分、按分という形で、数字は弾き出しておりますので、これ、これ、これという形での徴収はしておりません。

3つの区分分け全体を、1つの納税者から徴収をさせていただいて、それを最後、按分した形が、こういった形という形です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。ありませんか。

〔岡本義君「ちょっと待ってよ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 5ページの分の、ほな再度、3つずつということでしたんで、20番、22、25番、これについても。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

住民課長（梶生隆弘君） すいません。これにつきましても、退職被保険者の滞納繰越でございますが、これも同じように、当初予算では、徴収率24パーセントという形で見込んでおりましたけど、今回、こういった形で、徴収できなかった金額を精査という形で、それぞれ20万2,000円、3万1,000円、4万8,000円という形で、調定減をさせていただいております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。よろしいですか。

3番（岡本義次君） いや、その24パーセントですけれど、何ぼできたかということ。その経過が分からない。

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） すいません。

5ページの滞納繰越の、例えば、医療給付でございますが、当初予算では69万1,000円という形で、徴収見込みを立てておったわけですが、現実には、40万円ほどしか徴収できておりません。

ですからまあ、8割、7割ぐらいしか、現実には、23年度で滞納繰越分の医療給付に係る、それから、介護支援に係わる分については、それぐらいしか、徴収ができておりません。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 6 ページをお願いします。

6 ページの国庫支出金の中で、高齢者医療の制度円滑運営費補助金なのですが、これ、金額的には少ないんですけども、だいたい、3 万円ですね、これが、これの説明を、まず、お願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、これにつきましては、70 歳以上から、70 歳以上 74 歳まで、通常、医療負担は 2 割というのが、本来、当たり前のございます。

今年の、国の予算編成の中でも、なかなか、その 2 割にするのか、1 割にするのかということは、決まっておりました。

それで、本来、国が決めたのは、1 月の中に、この中で決めたと思うんですけど、今まで受給者証を出しておるのは、2 割負担、それから、3 月 31 日までを 1 割という受給者証を発行しております。

それで、4 月 1 日以降になりますと、2 割という形で、患者さんには納めていただく。その 3 月 31 日で切れた時点での、1 割負担に戻すための受給者証の再発行事務費という形で、こういった物が国から交付されております。以上です。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） だいたい、システムなんかでされるんですけど、これ、そしたら、町当局で事務的にされるということではないのでしょうか。

それと、これは、実際、何人ぐらい当てはまる、該当されるのでしょうか。

それと、もう一つ、7 ページでお聞きしたいんですが、繰入金の中で、特定健康審査等受託料ですが、これは、多分、国保以外の方の方だろうと思うんですが、これが補正で、約 1 万 5,000 円ですね。これをされているんですけども、だいたい、社保だけでしょうか。それとも、ほかの保険者から来ているのか、そのへんを、人数も含めてお願いします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 一応、今回、対象になった方のございますが、3 月末で実際は、967 名おられます。その内、実際に発行させていただいたのは、935 でございます。その残りにつきましては、所得の高い人、通常 3 割負担の方については、こういった措置がありませんので、935 名の方に、郵送という形で送らせていただいております。

それから、7ページの特定健診の受託料でございますが、一応、これにつきましては、社会保険の被扶養者の方の費用額を、それぞれ、JA厚生連の方で、受けた分の手数料を受けておりますけど、人数的にはちょっと、私も把握はしておりません。ただ、社会保険、それから建設国保だとかの、そういった他保険受診者の受診料の一部をJA厚生連からいただいておりますという形でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3番（岡本義次君） 7ページ、10番のですね、20の出産育児金の繰入が84万、少のうなっておりますけれど、最終的に、23年度におきましては、何人の方が、お生まれになったかというんが1件。

それから、その下のですね、10番、15番の延滞金の97万6,000円と7万2,000円、これらについて、件数並びに大口の人は、金額いくぐらいあったんかということ。

8ページ、15番、交通事故の納付金の25万5,000円、これらについての件数をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 出産育児金繰入でございますが、実際、一人頭、出産をしますと、42万円払うようになっております。その内、3分の2を町から繰り入れていただく形になっております。ちょっと、出産の人数等までは、私の方はちょっと、今日は、ちょっと資料持っておりませんが、一応、仕組みとしましては、42万円の内の3分の2を繰り入れさせていただいて、その実績で不用額となった金額が84万円という形になります。

それから、8ページ、

議長（西岡 正君） 7ページ。

住民課長（梶生隆弘君） 7ページの延滞金のお話だったと思うんですけど、大口ということなんですけど、一応、納付相談、納税折衝によって分割で納めていただく方の、延滞金がつきますよという形で、お話をしていきながら、納めていただいた金額が、実質、200万弱、すいません。97万6,000円、それから、7万2,000円という形、いや、97万6,000円増えておる形になります。

ちょっと、件数もちょっと、数字的なものはちょっと、持ち合わせてはいないんですけど、このような形になります。

それから、8ページの交通事故納付金につきましては、一般退職被保険者とも、それぞれ一般につきましては1件の分。

それから、退職被保険者につきましては、2件分で、それぞれ国保連合会から求償事務

をしていただいて、その残った分を受けております。

それから、20 番につきましては、無資格被保険者という形で、資格、国保の資格がないのに、保険をずっと持っておった関係上、遡って、資格を喪失したことによつての、納めていただけた金額、それにつきましては、4 人ほどおられまして、4 人の方から返還をしていただきました。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第 3 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 3 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よつて承認第 3 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号、専決第 4 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 10 . 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号 専決第 5 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 10、承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号、専決第 5 号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第 4 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 4 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よつて承認第 4 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町老人保健特別会計補正予算第 1 号、専決第 5 号は、

原案のとおり承認されました。

---

日程第 11 . 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号 専決第 6 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号、専決第 6 号に対する質問を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） はい、3 ページ、20 番、滞納の 7 万 3,000 円についての経過と見通しについて説明願います。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 失礼します。

これにつきましては、それぞれ普通徴収で、なかなか理解を得られてない方の分についてなんですけど、それぞれ納税折衝なりをさせていただいて、幾分かずつでも、年金の支払月なんかに、徴収はさせていただいております。

それで、徴収実績につきましては、見込みから、どれだけの徴収見込みがあったかという形でございますが、一応、当初は、1 万円ほどしか、予算上は見ておりませんでした。その後、補正をさせていただいて、幾分か、徴収見込みを上げたつもりではございますが、実際、徴収できた金額が、それで、まあ、一応、見込み額の 50 パーセント相当分ぐらいは徴収ができておるといってご理解をいただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかに。  
ないようですので、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。討論ありますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですから、討論を終結いたします。  
これより承認第 5 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 5 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 5 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号、専決第 6

号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 12 . 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号 専決第 7 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 12、承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号、専決第 7 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

3 番（岡本義次君） 4 ページ、5、10 の 30、滞納繰越の 164 万円、これについての経過と見通しについてお願いします。

議長（西岡 正君） はい。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 当初、例えば、5、第 1 号被保険者の滞納分、普通徴収、滞納繰越分 164 万円の減の理由でございますが、一応、当初では 200 万ほど徴収という形で計画をしておりましたけど、実際、集まった金額が 30 万弱という形でございます。

中々、説明をさせていただいたり、いろんな形でこう、進めておるわけでございますが、実際のところ、30 パーセント前後ぐらいしか集まっていないという現状でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより承認第 6 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 6 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 6 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町介護保険特別会計補正予算第 5 号、専決第 7 号は、原案のとおり承認されました。  
ここでお諮りします。昼食のため 1 時まで休憩したいと思います。これにご異議ござ

いますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、1時まで休憩いたします。

午前 11時53分 休憩

午後 00時58分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開します。

日程第13・承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第4号 専決第8号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第13、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第4号、専決第8号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） まず1点目ですけど、4ページになりますが、4ページの一般管理費の賃金で、臨時職員の賃金、マイナス35万7,000円、これの内容説明をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 健康福祉課長、お願いします。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

23年度の臨時職員の、介護職員等の非常勤職員の年間の精算の減額を、この専決補正で不用額として落としたものでございます。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 現在、臨時職員で、何人かというか、これに関係する人は何人かお願いしたいのと。

それから、勤務の形態ですね、いろいろあると思うんですけども、このマイナスで出てくる人の分で言うと、どうなるのか。

形態が臨時職員、変わったので、難しいと思うんですけども、まず、勤務形態と、それ

から、その形態の中での契約なんかは、どのようになっているのか、お尋ねします。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 基本的には、月給制と、それから時給制等がございますけど、主に介護職員の人数でございますので、今日は、トータルの人数の種目別の資料は持って来ておりませんが、年間を通じまして、最終的に、ここで精算をしたということで、ご理解を願いたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。どうですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8番（笹田鈴香君） 形態という、例えば、夜とか、それから時間が、その、今言われた時間制もあるんですけども、だいたい、その、自分の望みどおりの時間数ができるの。決められた中での時間数ですね、それが働けるかどうか、そういった契約はないんでしょうかね。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 契約につきましては、当然、一般職員、それから正規職員につきましては、当然、月額給料を払っておりますけど、それ以外の方につきましては、雇用形態で週に30時間とか、そういう形態で、当初、募集の時に時間等は設定しておりますので、その時間内での就労という形で、契約形態は進めております。その最終的精算でございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。  
ないようですから、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより承認第7号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第7号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって承認第7号、専決処分の承認

を求めることについて、平成 23 年度佐用町朝霧園特別会計補正予算第 4 号、専決第 8 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 14 . 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号 専決第 9 号）

議長（西岡 正君） 日程第 14、承認第 8 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号、専決第 9 号に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 3 ページ、15 の 10 の 10、15 番、滞納繰越、4 万 9,000 円。金額は少のうございますけれど、これの経過と見通しについて、説明願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 水道料金ですね、滞納でございますけども、当初ですね、150 万ほどですね、収納ができるという見込みでですね、予算計上しておりました。それぞれですね、家庭の経済状況ですね、それとも十分勘案しながらですね、本年、150 万から 5 万円増額させていただいて、155 万ですね、収納できたということで、今回、計上させていただいております。

まあ、これからの見通しですけれども、先ほど言いましたようにですね、経済状況とも十分、今後、話を聞きながらですね、できるだけ、収納はして参りたいというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。  
ほかに。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） 3 ページの 45、過年度収入で、706 万 2,000 円。この内容と、それから、6 ページ、歳出の建設改良費で、それぞれ、当初予算費のものが全額落ちている、公有財産購入費であるとか、補償補填、賠償金などが減額されているので、この改良関係では、この 23 年度で予定されていたものが、そこらへんで、できなかつたんでしょうか。ちょっと、その点、2 点、説明お願いします。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） まずはですね、3ペーシ、過年度収入でございます。これはですね、22年度にですね、河川復旧工事の絡みでございます。

で、22年度にですね、長谷橋と多賀橋のですね、県の設計と合わせてですね、設計委託をいたしました。それが、22年度に実施しております。

しかし、これは、補償費をいただくということですね、23年度に、県といろいろ調整をさせていただいて、23年度にですね、補償費としていただくということが、話が決まりましたので、22年度分、事業を実施しましたけれども、23年度でですね、補償費としていただいた分をですね、計上させていただいております。

それと、6ペーシだったかな、6ページのですね、建設改良でございますけども、工事請負費、測量設計調査委託料等はですね、これも災害の河川工事の絡みでございます。

で、公有財産購入費、補償補填もですね、これは長谷橋の左岸側でですね、今、橋梁を県の方で付け替えていただいておりますけども、そこにですね、水道管も、水道管も、下水道管も単独で跳ばすわけですけども、その協議の中でですね、若干、民地をですね、買収をせざるをえんという、当初、見込みをしておりました。それに伴うですね、入口の石垣ですね、それもちょっと退けないかなだろうなという予想をしておりましたけども、いろいろ地元なり県ともですね、調整した結果ですね、結果的に買収をしなくても済んだと。補償もしなくても済んだ。その間にですね、工法的に、矢板を打つことによってですね、その強度を保ってですね、買収をしなくてもいいという工事の変更をいたしましたので、今回、当初予算、計上してましたけれども、今回、落とさせていただきました。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。

ないようですので、本案に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより承認第8号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第8号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算第4号、専決第9号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第15.承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第5号 専決第10号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第15、承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第5号、専決第10

号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3番（岡本義次君） 3ページ、10の15、滞納繰越10万円と、同じく下ですね、15万2,000円についての経過と見直しについて、説明願います。

〔上下水道課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、上下水道課長。

上下水道課長（小林裕和君） 3ページですね、分担金の滞納分、これはですね、特環の分担金が、未だ、未納の方がございます。それでですね、当初、10万を見込んでいたわけですが、いろいろな話をしているわけですが、本年度、未だ、入らなかったということですね、10万円減額をさせていただいております。

それから、使用料についてはですね、当初、80万予定をしておりましたけれども、今回、15万2,000円ですね、増えて入ってくるようになりましたので、今回、15万2,000円増額させていただいております。これも、簡水の時にですね、答弁させていただいたようにですね、そういう経済状況、相手方の経済状況も勘案しながらですね、徴収に努めたいというふうに思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにありませんか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入りますが、討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより承認第9号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第5号、専決第10号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第16．承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第5号 専決第11号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第16、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、平成23年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第5号、専決第11号に対す

る質疑に入りますが、質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。  
これより討論を行いますか、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより承認第 10 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 10 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 10 号、専決処分の承認を  
求めることについて、平成 23 年度佐用町生活排水処理事業特別会計補正予算第 5 号、専決  
第 11 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 17 . 承認第 11 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町西はりま天  
文台公園特別会計補正予算第 4 号 専決第 12 号）

議長（西岡 正君） 日程第 17、承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、  
平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号、専決第 12 号に対する質  
疑を行いますか、ございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） 5 ページをお願いします。  
5 ページの委託料になりますが、小型クレーン保守管理委託料、これが 12 万 6,000 円  
ですけれども、この、今どき言うたらおかしいんですけど、なぜか、この理由をお願いします。

〔天文台公園参事 挙手〕

議長（西岡 正君） 天文台公園参事。

天文台公園参事（安本泰二君） これにつきましては、完全に事務上のミスが原因でございま  
す。

と言いますのが、年 2 回、保守点検やっておるんですけども、予算では 1 回分しか計上  
してませんでして、で、3 月に、2 回目の保守点検の際に、そのことに気がつきましたの  
で、やむなく、専決補正で処理させていただいたというものです。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） そしたら、もう、これで契約をすると、23 年度としては、もう、終わるわけですね。

〔天文台公園参事「終わります」と呼ぶ〕

8 番（笹田鈴香君） はい。

それと、もう1つちょっと、聞きたいんですけど、先日、先日と言うか、いろいろ天体ショーが、次々、このところ、金環食とかあったんですけども、あの、太陽望遠鏡なんですけど、それは、今回、利用されているかどうか。されているということは、聞いておるんですけど、だいたい、どれぐらいの人が来て、利用されたのか、そのへん、分かりますかね。

議長（西岡 正君） はい、天文台公園参事。

天文台公園参事（安本泰二君） はい。太陽望遠鏡だけの利用者というのは、把握しておりませんが、ここで言います太陽望遠鏡というのは、キラキラとんぼという愛称ありますよね。こう、斜めのこんな、あれのことですので、あれはもう、常時、モニターを南館のロビーの所に、リアルタイムでモニターを出しております。そういう使い方をしておりますので、それ単独の利用者というのは、把握しておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。はい、ほかに。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。  
これより承認第 11 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 11 号を、原案のとおり承認することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 11 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算第 4 号、専決第 12 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 18 . 承認第 12 号 専決処分の承認を求めることについて(平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号 専決第 13 号)

議長(西岡 正君) 続いて日程第 18、承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号、専決第 13 号に対する質疑を行ないますが、ございますか。

(平岡君 挙手)

議長(西岡 正君) はい、平岡議員。

17 番(平岡きぬ糸君) 3 ページの使用料で、補正で 593 万 5,000 円という形で補正の減額が出ているんですけど、金額はこうなんですけど、利用状況としては、前年度で、どんな格好なのか、23 年度について、特徴的な点を説明していただけたらと思います。それが 1 点。

それから、もう 1 点は、5 ページの歳出です。15、工事請負費のマイナス 60 万についてですけど、これは、請負金を使わなかったということではあるんですけど、どういう内容だったのか、その点も説明をお願いします。

(商工観光課長 挙手)

議長(西岡 正君) はい、商工観光課長。

商工観光課長(横山芳己君) まず 1 点目の使用料の件ですけども、22 年度の利用人数につきましては、3 万 3,600 人余りでございました。で、23 年度につきましては、3 万 4,400 人ということで微増しております。

ただ、その特徴的なことを言いましたら、宿泊が、若干減っております。後、食事のレストラン関係が増えております。そういう意味で、宿泊料が、若干落ちたという状況でございます。

2 点目の、5 ページの工事請負金のことなんですけれども、昨年度、繰越もありまして、笹ヶ丘、いろいろ改修しておりました。それで、一応、とりあえず不具合が出ましたら困りますので、請負額を置いておったわけですけども、使う必要がなかったということで、全額減額しております。以上です。

議長(西岡 正君) はい、ほかにありますか。はい、ほかに、質問ございますか。ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。これより討論に入りますが、ございますか。

(討論なし)

議長(西岡 正君) ないようですので、これで本案に対する討論を終結します。これより承認第 12 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。承認第 12 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

(賛成者 挙手)

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 12 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計補正予算第 3 号、専決第 13 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 19 . 承認第 13 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号 専決第 14 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 19、承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号、専決第 14 号に対する質疑を行ないます。質疑ありますか。  
ないようですので、これで、

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） ありました。はい、岡本義次議員。

3 番（岡本義次君） 3 ページ、歳入、5 の 5 の 5 ですね、220 万 3,000 円ほど、保険報酬の収入が減ってございますけれど、これらについての要因については、どういうふうに分析されておりますか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 分析資料等は、今日は、お持ちしておりませんが、診療の実質延べ人数が、やはり昨年に、22 年度に比べまして、23 年度は、若干こう、減っております。従いまして、当初予算からも、診療報酬については、もう、減額という形で、今回、専決補正をさせていただいております。  
延べ人数で言いますと、参考までに、23 年度は 2,657 名。ちなみに、22 年度は、3,241 名でございました。以上です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより承認第 13 号を、採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
承認第 13 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 13 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算第 2 号、専決第 14 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 20 . 承認第 14 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号 専決第 15 号）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 20、承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号、専決第 15 号に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） 3 ページの分で、2,871 万 5,000 円。広山やさよひめとかが、当初挙げておったんが、売れなかったという説明がございましたけれど、河川復興について、多くの方が、立退きとかされておりまして、長尾の方にも、民間の所にお家を建てたりされておりまして、これらについては、ここの担当課長として、そういう方との話し合いはなかったんでしょうか。そこらへんについて、説明願います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（横山芳己君） 失礼します。

23 年度につきましては、私は、係わってはおりませんが、まず、移転の方、やはり、隣近所というようなことがございまして、町の造成地以外にも、数件で一緒の所へ行かれた方もございます。そういう意味で、特に、宣伝ということはしておりませんが、とりあえず、長尾団地につきましては、河川改修の方が移転される場所に決めておりますので、また、そこは、もし、機会がありましたら、斡旋なりしたいと思っております。

あと、広山とさよひめにつきましては、ちょっと場所が離れておりますので、そういう訳にはいかないかとも思いますけれども、これから、広報なりを通じまして、宣伝をしたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより承認第 14 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

承認第 14 号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって承認第 14 号、専決処分の承認を求めることについて、平成 23 年度佐用町宅地造成事業特別会計補正予算第 2 号、専決第 15 号は、原案のとおり承認されました。

---

日程第 21・議案第 72 号 財産の取得について（佐用町土づくりセンター ホイールローダ 1 台）

議長（西岡 正君） 続いて日程第 21、議案第 72 号、財産の取得についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 72 号、財産の取得についての提案理由のご説明を申し上げます。

財産の取得につきましては、佐用町土づくりセンター整備事業として、ホイールローダ 1 台を購入するものでございます。

平成 24 年 5 月 29 日、3 社でもって見積入札に付した結果、購入契約金額 551 万 2,500 円、うち取引に係る消費税額は 26 万 2,500 円。契約の相手方は、姫路市飾磨区下野田 2 の 478、日立建機日本株式会社姫路営業所営業所長、出崎勝己氏と決定をいたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び佐用町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、本契約の締結をいたしたく議会の議決をお願いするものでございます。

ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。

なお、本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） お尋ねします。

まず、この契約の金額についてですが、だいたい議決を必要とするのは、700 万以上いうことで、この金額でいうと、551 万 2,500 円ということになっています。多分、予定金額が、700 万以上だったのかと思うんですが、予定金額がいくらか。

そして、随意契約になっているんですけども、この随意契約にした理由をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 予定金額は、999 万円でございます。

随意契約にした理由でございますが、特殊な物でございますので、業者が限定されます。その関係上、3 社に依頼をしたということです。見積入札でございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田議員。

8 番（笹田鈴香君） まあ、安いことは、いいと思うんですけども、大変、金額に差があるんですけども、何か、この安くなる条件というか、そういうものがあつたのかどうか、お聞きしたいと思うんですけど、どうですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 私ども、いわゆる値段につきましては、詳細については、分かりません。

ただ、安かつたということは、聞いておりますし、52 パーセントぐらいでございます。

前にも、上のセンターでございますね、焼却の方の関係の、あれも結構安く入つたという経緯がございますから、こういった機械の単価というものは、こういった形態で出てくるのかというのは、定かには分かりませんが、見積りによるものでございます。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。義次議員。

3 番（岡本義次君） これまあ、新しくするわけなんですけれど、まあ、使う頻度によっても違うんでしょうけれど、前の機械については、何年ぐらい持ちましたか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（茅原 武君） 前の機械が、だいたい、購入したのが、平成 14 年ぐらいに購入しておりまして、平成 23 年 6 月で 1 万 676 時間。通常は、8,000 時間ぐらいでという話みたいでございます。そういった状況で使つておつたということです。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） これ、今、牧場は、これ、2件だけですかね。2件だけになっておるわけですね。

このようにして、指定管理になっておるんですけども、このようにして、500万ほどで、ホイールローダーということなんですけども、これ本来の、この牧場についての、町との係わりとしては、公害とか、有機肥料とかというようなことで、係わっておるわけなんですけども、これ2件だけになったということについて、これ、他にもやはり、その、畜産をやっておられる方がいらっしゃるんで、ここだけまあ、本来の目的からすれば、町の言われるとおりだと思ふんですけども、やはり、ほかの、やっぱり畜産関係もいらっしゃるんですけども、そこらに対しての、やっぱり公害問題いうんですか、やはりあの、いろんな問題が、やっぱり起きているというようなことで、議会でも、質問が出たりしよんですけども、そういうことに対しての、やっぱり他の畜産関係の方に対しての補助というんですか、そこらのことは、全然、考えられてないんですかね。どうなんですかね。

段々、これ、少のうなって、当初、やっぱり5件でしたかね、今、2件ほどになっておるんですけど、そういうことに対して、次々、補助をしていくという格好になるわけですけども、他との、その、公平性というようなことから考えて、どんなんでしょうね。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） この施設の建設してきた経緯につきましては、当然、井上議員もよく、ご承知のことと思いますけども、こういう施設ができた後にもですね、法的に、畜産の、この糞尿でですね、処理についての法律も、いろいろとできております。

そういう中で、当然、この畜産に伴う、こういう糞尿の処理については、事業者の責任ということになるわけですけども、それに対して、この施設等を建設する場合の、いろいろな補助メニューというのは、あろうかと思っております。

ただ、この末包の土づくりセンターにつきましては、当初、公社牧場として建設された中ですね、大変なまあ、公害、糞尿公害が発生をした中で、事業者にも、建設費の負担をさせて、当時まあ、県が指導してですね、建設をされたという経緯があって、その後ですね、こういう畜産業の方が、非常に低迷する中で、ドンドンと廃業、高齢化による廃業、そういう形で、今、実際に動いているのは、2牧場だけという状況になっております。

そういう中で、この施設をですね、本来これは、土づくりセンターという名称になっておりますのでね、この末包公社牧場だけではなくって、町内の他の牧場からのもですね、糞についてもですね、受け入れをして、処理ができるようにできればということでの話をですね、地元の末包地区についてもお話をさせて、提案をさせていただいておりますけども、なかなかやっぱし、地域の理解、同意が得られておりません。

これは、当時の、非常に、あれだけ大きな問題になって、ようやく、この施設によって、一応、ある程度の解決がされたという中でですね、他の物を入れるという、搬入するとい

うことについては、非常に、抵抗が強いということです。

ただ、この、後、2牧場になって、量も非常に少ない。これに係る経費も非常に大きな経費が掛かっておりますし、こういう設備もですね、当然、使用、耐久的に、限度があるわけでありまして、その度に、更新もしていかなきゃいけないということでもあります。

そういうことで、中々ですね、この牧場が、経営されている限りですね、今の状態であれば、町が責任を持たなきゃいけないと。これは、当初の建設した時の、その契約条項ですね、が、ずっと生きているということになっておりますので、非常に難しい状況です。

地元の、地域の皆さんには、何とか、この経営の状態とか、そういうことも勘案してですね、少しでも、そういう佐用町全体の土づくりセンターとして、今後ですね、運営が、ある限り運営をできるようにということでの話をですね、理解を得るように、努力をしていくということ、このことが、今後とも必要かというふうに思っております。

以上です。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上議員。

7番（井上洋文君） 分かりました。

現在、どんなんですか。その公害とか、後のことについて、何か、問題点が出ているというようなことはないんですか。

〔副町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、副町長。

副町長（高見俊男君） 今、ご指摘の末包の牧場につきましては、2件と、頭数が、もう相当減っておりますので、年に一度ですね、公害防止委員会を開催、毎年3月頃ですけども、しておりますけども、特段、大きな問題としては、生じておりません。以上、報告させていただきます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第72号を、原案のとおり可決することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 72 号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第 22 . 議案第 73 号 町道路線の変更について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22 に移ります。議案第 73 号、町道路線の変更についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 73 号、町道路線の変更につきまして、提案のご説明を申し上げます。

本会議におきまして、町道路線の変更案件 1 件を上程をいたしております。

整理番号 10057 番、山脇線は、2 級河川千種川水系佐用川災害復旧助成事業に伴う下山脇橋架替工事により、路線の経過地及び終点を変更し、延長を 1,003.12 メーターから 829 メートルにしようとするものでございます。

道路法第 10 条第 3 項の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。ご承認いただきますように、お願いを申し上げ、提案の理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 73 号は産業建設常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 73 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 73 号は、産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 23 . 議案第 74 号 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

議長（西岡 正君） 日程第 23、議案第 74 号、外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました、議案第 74 号、外国人登録法の廃止及び、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整理に関する条例の制定について、提案理由及びその内容のご説明を申し上げます。

住民基本台帳法の一部を改正する法律及び、出入国管理及び、難民認定法及び、日本国との平和条約に基づき、日本の国籍を離脱したもの等の、出入国管理に関する、特例法の一部を改正する法律が制定されたことに伴い、新たな在留管理制度が導入され、外国人住民が、新たに住民基本台帳の適用対象となり、外国人登録法が廃止されることから、関連する 6 条例につきまして、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、第 1 条は、佐用町印鑑条例の一部改正。

第 2 条は、佐用町手数料条例の一部改正。

第 3 条は、佐用町犯罪被害者等支援条例の一部改正。

第 4 条は、佐用町公共下水道条例の一部改正。

第 5 条は、佐用町個別排水処理施設管理条例の一部改正。

第 6 条は、佐用町コミュニティ・プラント、農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。

それぞれの条例につきまして、外国人登録法に基づく、事務手続き関係を整理するほか、文言の整理等を行おうとするものでございます。

条例の施行日につきましては、住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行日に合わせて、平成 24 年 7 月 9 日とするものでございます。

ご承認賜りますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） これより質疑に入りますが、議案第 74 号は、厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑はありますか。

ないようですので、

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。

3 番（岡本義次君） この条例が施行されることによって、佐用町としては、どのような影響なり、また、いわゆる、そういう該当される方というのは、何人ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（梶生隆弘君） 今までは、外国人登録法に基づく登録管理と、それから、通常の日本人は、住民基本台帳に基づく登録をしておりましたので、一応、今度、そういう外国人登録法がなくなるという形での、事務的な簡素化という形になります。

それから、現在、外国人登録の方が、何人おられるかということでございますが、6 月 1 日現在で、106 人でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。  
ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
ただ今、議題としております議案第 74 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 74 号は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 24 . 議案第 75 号 佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 24、議案第 75 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 75 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例について提案のご説明を申し上げます。

佐用町市町村運営有償運送事業として実施をいたしておりますタクシー運賃助成事業の利用回数は、現在年間 24 枚と通院専用の 12 枚の合計 36 枚が使用可能となっております。この度の改正は、利用の用途制限を設けずに、年間 3 冊の 36 枚を使用可能とするものでございます。

以上、提案説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。  
なお、本案につきましては、本日即決といたします。  
これから質疑を行います。質疑ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17 番（平岡きぬ糸君） タクシー券購入実態について、伺いたいんですけど、2 冊、あるいは 3 冊、また、更に 4 冊、条件によっていうんか、状況によってという、これまでの議会の中のやり取りの中で、4 冊の可能な方もあったかと思うので、その購入実態について、どうなのか伺います。  
どれぐらい買われているか。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 失礼します。

今、提案説明の中で、2冊目、従来2冊目で、通院の場合のみ3冊目という提案説明だったと思いますので、従来の方は2冊でございます。

ただし、通院の方が3冊、年間、その冊数ですね。4冊というのは、ちょっと私も伺っておりませんので、3冊までという理解でお願いしたいと思います。

で、なお、参考までに、1冊目の年間冊数が、昨年1年間、昨年です。1月から12月までの販売枚数が951冊。2冊目利用者が564冊。6割ぐらいの方が、2冊目購入されます。そして、条件がありました、医療用3冊目のみを購入された方は、その半分以上ですね、229冊というふうな、昨年1年の実績が出ております。

今回の改正は、その医療用というのが、備考欄が、適用除外されたということで、今回、条例改正を提案させてもらってます。以上です。

議長（西岡 正君） はい、平岡議員、よろしいか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） 同僚議員が、議会の一般質問などで、取り上げた中で、個別に、条件を理解できれば、もう1冊購入される場合もあるという、そういうような町長の答弁も議会の本会議であったので、お伺いしたんです。4冊目については。

ただ、今回、通院の場合、3冊までということで、通院という文言を削除して、3冊、通院以外でも買えるようなことに改善していくということなんですけれど、4冊目の、通院という文言を入れて、4冊目を購入できるという、そういうことは、考えはありませんか。これからのことですけど。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 今回の改正につきましては、議員が3月の議会の時に、ご提案をされた中の討論の中でもありましたように、町としましても、幅広く、通院という項目を外しまして、幅広く、例えば、買い物とかを含めまして、そういう実態に利用することを考えてみたいと思っていますというような形で、お話をさせてもらったかと思えます。

そのへんも含みまして、今の状況の冊数から申し上げますと、町内、今回のタクシーの利用につきましては、3冊を皆さんにご利用させていただきということで、まず第一段階の条件を撤去したということで、今後の状況は、また、見ていかなくてはいけないと思えますけど、現段階の改正につきましては、これでご理解を願いたいというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

17番（平岡きぬ糸君） タクシー利用券については、現在、運行されている、さよさよの運行と並行して、利用されているわけですが、タクシー券は、1冊が、先ほど、提案にもありましたように、12枚綴りですから、当然、往復しますと、6日、1冊で6日利用できるということで、今回の改正で3冊になると、サブロクジュウハチで、18日間、年間で利用できるということなので、それでいくと、月に直すと、1カ月に1.5日、2日ないんですね。利用できない。

ですから、先ほど、将来として、4冊は考えないかということを行ったのは、4冊になると24日利用できるの、それを単純に計算すると、月2回利用できます。

利用者の方にとって、利用券の購入すること以外にも、乗車することによって、料金も負担するわけですから、利用されている方は、堅実な活用されておられますので、是非、検討を求めたいと思います。回答がありましたら。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本君。

はい、回答。はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、さよさよサービスも含めたですね、一体的な運送サービスということで行っておりますのでね、利用される方も、そういう形で、利用をしていただきたいということと、それから、タクシーにつきましても、当初からお願いしているのは、1人で1回使うんじゃないかって、タクシー、少なくとも、定員5名であれば、4人は、乗れます。なかなか、一緒に行かれる方も、全然、全て、あるわけではないんですけども、利用される方は、そういう近所の方、また、一緒に利用される方、いつも一緒に通院されるような方と、一緒に利用していただいてね、1人の券で、利用もしていただいているということは、これは、前から、利用者の方の、そういう、その、効率的な使い方もしていただいておりますので、ここ、これまでで、用途についてね、やはり通院だけといっても、これは、なかなか、いろいろな形で、一緒に外へ出られると買い物もされるし、そういうことが当然ありますのでね、その点だけは、現状に合わせた形で、利用目的というものを簡素化しようということでの改正でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、岡本議員、義次議員。

3番（岡本義次君） 今の関連でございますけれど、例えば、さよさよサービスとの兼ね合いで、タクシーも利用されたりしておるかと思っておりますけれど、今、タクシーだけでですね、その3冊以上に、4冊を請求いうんか、欲しいという方の数等は、何人があってですね、そういう要望者の数は、つかんでいらっしゃるんかどうか、そこらへんはどうでしょう。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 私が聞いておる範囲では、今現在は、特に、大きな要望等は挙がってないというふうに理解しております。

議長（西岡 正君） よろしいですか。ほかにありますか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） ちょっと、率直な点でお伺いしたいんですが、用途制限を廃止してね、使いやすくするというのは、もう大いに賛成なんですね。

で、問題は、必然性を、どう見ておるかということなんですよ。

タクシー券買う人の、2冊目買う人が、6割と。で、3冊買う人が2割ということでね、今の課長の説明では、そういう状況です。

で、2冊目は、6割の方が、タクシー券購入者が買うけども、3冊目となると、この用途制限のために、それが大きな障害となって、2割程度に留まっているというふうに判断するということであれば、それは確かに、必然性のあるね、改善だと思っただけども、この用途制限をなくすことによって、現在、3冊の229冊ですか、3冊目が、というような数はですね、2冊以降の3冊目に移る方が、たくさんおられるというようなことを踏んで、この条例改正されているのか。一般的に、用途制限を排除すれば使いやすい。このことだけなのか、そのあたりの根拠について、改正理由を願います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔健康福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、健康福祉課長。

健康福祉課長（森下 守君） 特にこの、3冊目というのは、医療機関等で、今回は、こういう適用、備考欄を除外させていただきましたが、やはり過去の要望から言いますと、2冊目までより、3冊目の方の要望が、いくらかあったのは、私の方も聞いております。

ですから、今回の利用につきましても、先ほどありましたように、さよさよサービスと、このタクシーをうまく利用して、町内一円を動いていただくような形が、通院関係なしに、利用できたらなというのもふまえて、今回、各関係、または、議員の方からも要望がありました、まず、3冊目を適用除外して、ご利用をいただくという形で、今回の条例改正を挙げさせてもらったというような状況でございますので、また、長く、長い目で、また、見ていただければなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員。

16 番（鍋島裕文君） いや、改正するのは、大いに結構なんですよ。いいんですよ。  
ただ、その、改善するからにはね、それなりの根拠を持った条例改正を行うべきだという点での質問をしているだけで、もう、今の課長の説明であれば、それは一般的に言っても、用途制限を廃止すれば、非常に使いやすいというふうに判断しているというふうにしたか、聞こえてないんやね。  
で、実態調査してみれば、2冊以降で、用途制限なければ、これだけの数がね、もう、寄せられているというような実態調査をしたわけじゃないと。この条例改正は。というふうに踏んでよろしいですか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私は、担当者の方から聞いてますのはですね、3冊目というのは、本来、2冊までだったんですね。で、3冊目というのは、通院等、ずっと継続して、病院へ行かれていて、それでなお且つ、交通手段がないという、その理由が、きちっと求めて販売していたということです。  
ですから、どうしてもやっぱり、当然、窓口へ来られた時にですね、担当者の方にも、一々、この、そういうことを、きちっと言わなきゃいけない。また、申請しなきゃいけないということで、そのへんが、今まで、3冊、もう少し、タクシーしかね、利用されてないような人にとっては、広げて欲しいと。一々、そういう申請をしなくてもですね、使えるようにという要望が、かなりあったということを踏まえて、今回、こういう改正をしようということにいたしました。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかにないですか。  
はい、ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。  
これより討論に入りますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。  
これより議案第 75 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
議案第 75 号を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって議案第 75 号、佐用町市町村運営有償運送事業費用徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

日程第 25 . 議案第 76 号 佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 25 に入ります。議案第 76 号、佐用町福祉医療費助成

条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。  
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

議長（西岡 正君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 76 号、佐用町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により、廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除があるものとして、福祉医療費の支給制限を決定する際の所得税額を調整し、福祉医療受給者に、改正による影響を可能な限り生じさせないようにする措置でございます。

この条例は、平成 24 年 7 月 1 日から適用するものでございます。

趣旨をご理解いただき、ご承認をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 町長の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第 76 号につきましては、6 月 15 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

---

#### 日程第 26 . 議案第 77 号 佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 26、議案第 77 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今上程いただきました議案第 77 号、佐用町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案のご説明を申し上げます。

温室効果ガス排出抑制の観点から、電気自動車の普及が進められており、今後、電気自動車用急速充電設備を設置する給油取扱所や商業施設等が増加することが予想される中、急速充電設備が設置される場所に応じた火災予防上必要な安全対策のあり方について調査検討が進められ、関係省令が一部改正されたことに伴い、本町の火災予防条例についても所要の改正を行おうとするものであります。

第 11 条の 2 において、対象火気設備等の種類に、急速充電設備を追加し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理について規定し、附則において、施行期日を平成 24 年 12 月 1 日とし、更に既存設備について経過措置を設けたものでございます。

ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 77 号は厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 77 号は、会議規則第 37 条の規定により、厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 77 号は、厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

#### 日程第 27 . 議案第 78 号 佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 27、議案第 78 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 78 号、佐用町学童保育条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

本改正は、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により、廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除があるものとして、保育料を決定する際の所得税額を調整し、学童保育の利用者に不利益のないよう措置するものでございます。

また、この特例措置につきましては、平成 24 年 4 月 1 日に遡ることとしております。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 78 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みの上、質疑をお願いいたします。質疑ございますか。

ないようですので、

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本議員。岡本義次君。

3 番（岡本義次君） この分については、今現在ですね、これを改正されることによって、今、どれぐらいの方が、出てきますか。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育課長。

教育課長（坂本博美君） この改正によって影響する方ということですか。

全部、今のところ、40 数名が学童保育の対象になってますけれども、この法律によって何名というのは、厳密にまだ調べておりませんので、明日、総務委員会がございませけども、調べておきたいと思います。以上です。

議長（西岡 正君） よろしいか。はい、ほかにございますか。

ないようですので、これで本案に対する質疑を終結いたします。

ただ今、議題としております議案第 78 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 78 号は、総務常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

日程第 28 . 議案第 79 号 平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について

日程第 29 . 議案第 80 号 平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 28 に入ります。

日程第 28 及び日程第 29 を一括議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 28、議案第 79 号、平成 24 年度佐用町一般会計補正予算案（第 1 号）の提出について、及び日程第 29、議案第 80 号、平成 24 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についての 2 件を一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵迓典章君。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、ただ今上程をいただきました議案第 79 号及び議案第 80 号につきまして、一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 79 号、佐用町一般会計補正予算（第 1 号）からご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,239 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 130 億 9,732 万 5,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正によりましてご説明いたします。

まず、歳入から説明をいたします。予算書 1 ページをご覧ください。

県支出金につきましては、2,000 円を減額いたしております。内訳は、県補助金におきまして、教育費県補助金を 5 万 8,000 円追加、委託金におきましては、教育費委託金 6 万円を減額いたしております。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金として 1,240 万 1,000 円を増額いたしております。

次に、歳出について説明をいたします。

衛生費は、使用料及び賃借料で 18 万 9,000 円の増額。

農林水産業費につきましては、500 万円の増額でございます。農業費は、予算組み替えのため増減はなく、林業費につきましては、シカ処理施設整備事業補助金を 500 万円追加計上いたしております。

土木費につきましては、87 万円の増額でございます。道路橋梁費におきまして、弁護士相談料を追加計上いたしております。

消防費につきましては、330 万円の増額でございます。中身につきましては、非常備消防費におきまして、河川改修事業に係る消防車庫の移転に伴う土地購入費 330 万円の増額でございます。

教育費につきましては、304 万円の増額でございます。内訳といたしまして、教育総務費におきまして、学校教育指導主事の臨時職員賃金等 285 万 4,000 円を追加計上し、保健体育費におきましては、三方里公園の水道料 18 万 6,000 円を増額いたしております。

以上、簡単でございますけれども、一般会計補正予算の説明とさせていただきます。

次に、議案第 80 号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,148 万 6,000 円に改めるものでございます。

その中身につきましては、まず、歳入につきましては、使用料を 923 万 5,000 円減額し、雑入を 924 万 3,000 円増額いたしております。これは、平成 24 年度から兵庫県立西はりま天文台公園の所管が兵庫県立大学へ移管されることに伴い、本年 3 月末で兵庫県においては、兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例が廃止され、本町においても、佐用町西はりま天文台公園施設利用料金徴収条例を廃止いたしました。

このたびの予算補正は、当初予算に間に合わなかった移管に伴う予算措置を行おうとするものでありまして、宿泊料等が条例で定める使用料から、天文台の事業参加者から徴収する費用負担として歳入する雑入へ予算の組み替えを行うものでございます。

また、新たに行事参加料として 8,000 円を計上いたしております。

次に歳出でございますけれども、行事参加料の計上に伴い消耗品費 8,000 円を計上いたしております。

以上で、西はりま天文台公園の補正予算の概略とさせていただきます。

ご審議いただき、ご承認いただきますように、よろしくお願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明が終わりました。

ただ今議題となっております議案第 79 号及び議案第 80 号につきましては、6 月 15 日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

---

日程第 30 . 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
日程第 31 . 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 30 に入ります。  
日程第 30 及び日程第 31 を一括議題といたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程第 30、諮問第 2 号、及び日程第 31、諮問第 3 号の、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを一括議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今一括上程をいただきました、諮問第 2 号から諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

諮問第 2 号であります。現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町福吉 289 番地、竹花正之氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものがございます。

次に、諮問第 3 号についてご説明を申し上げます。

同じく現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町中島 951 番地、三木由喜美氏の任期が、本年 9 月 30 日をもって満了となるため、その後任として、佐用町安川 1055 番地、衣笠まゆみ氏に人権擁護委員にご就任いただきたく、候補者として推薦をいたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定により、議会の意見を求めるものがございます。

人権擁護委員は、人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解があり、中立・公正な人となっており、衣笠氏は、昭和 46 年 4 月から、平成 18 年 3 月まで、郡内の各中学校に教員として勤務されており、長きにわたる教員経験を生かした、人権相談ができることから、このたび法務大臣に推薦をしようとするものがございます。

ご同意をいただきますように、お願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 当局の説明は終わりました。  
なお、諮問第 2 号及び第 3 号は、本日即決といたします。  
しばらく休憩をいたします。

---

午後 0 2 時 0 6 分 休憩

午後 0 2 時 0 8 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を続行いたします。

ここでお諮りします。

日程第 30、諮問第 2 号については、お手元に配付いたしました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 2 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

続いてお諮りします。日程第 31、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 3 号については、お手元に配りました意見のとおり、適任と答申することに決定いたしました。

---

日程第 32 . 請 願 第 2 号 少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関する件

議長（西岡 正君） 日程第 32 に入ります。請願についてであります。

今期定例会に請願 1 件を受理をいたしております。

請願第 2 号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元に関する件は、会議規則第 87 条の規定により、委員会付託を省略して直ちに審議に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願第 2 号を議題といたします。

請願について紹介議員の説明を求めます。15 番、山田弘治君。

〔15 番 山田弘治君 登壇〕

15 番（山田弘治君） それでは、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 の復元に係る意見書について、請願の趣旨について、内容説明をしたいと思っております。

35 人以下学級について、昨年義務標準法が改正され、小学校 1 学年の基礎定数化が行われたものの、今年度は小学校 2 学年については義務標準法の改正が行われず、加配措置に留まっております。

社会状況等の変化により学校は、一人ひとりの子どもに対するきめ細かな対応が必要と

なっており、障害のある児童生徒の対応や、不登校、いじめ等生徒指導の課題も深刻化している。こうしたことから、学級規模縮減以外の様々な定数改善が必要であります。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模が引き下げる必要があります。文部科学省が実施した意見募集では、約6割が望ましい学級規模として、26人から30人を挙げております。

子ども達が全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育が受けられることが憲法上の要請であります。しかし、教育予算については、GDPに占める教育費の割合は、OECD加盟国、28カ国の中で日本は最下位となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられました。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。未来への先行投資として、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

こうした観点から、政府予算編成において下記事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう、お願いをいたします。

記、1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に復元すること。

以上の内容でございます。採択の方を、よろしくをお願いいたします。

議長（西岡 正君） 本請願に対する紹介議員の説明は終わりました。  
これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） はい、ないようですから、これで本案に対する質疑を終結いたします。  
これから、討論を行います。ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結いたします。  
これより請願第2号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。  
この請願第2号について、採択することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって請願第2号、少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に関する件は、採択することに決定いたしました。

〔山田君「議長」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、山田議員。

15 番（山田弘治君） この際、動議を提出いたします。

議長（西岡 正君） はい。

15 番（山田弘治君） 先ほど、請願が採択されましたので、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書案を、本日の日程に追加されることを願います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ただ今、山田弘治君から、意見書案を日程に追加して議題とするこの動議が提出されました。賛成者があります。この動議は、1 名以上の賛成者がありませんので、成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午後 0 2 時 1 5 分 休憩

午後 0 2 時 1 6 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、会議を再開します。

山田弘治君から、お手元に配付いたしましたとおり意見書案が、文書で提出されました。

お諮りします。意見書案についての動議を日程に追加し、追加日程第 1 として議題とすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって日程に追加し、追加日程第 1 として議題にすることは可決されました。

追加日程第 1 . 発議第 3 号 少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）

議長（西岡 正君） それでは追加日程第 1、発議第 3 号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元を求める意見書（案）を議題といたします。

この際、お諮りいたします。本件は請願第 2 号の採択にともなう意見書の提出でありますので、議事の順序を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

これより発議第 3 号を採決いたします。この採決は、挙手によって行います。

発議第3号を、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、挙手、全員であります。よって発議第3号、少人数学級の推進など定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

---

日程第33．委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第33に入ります。  
日程第33は、委員会付託についてであります。  
ここで、暫く休憩をいたします。

午後02時18分 休憩

午後02時19分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行いたします。  
ここでお諮りします。お手元に配布いたしました議案付託表のとおり、それぞれの所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。  
お諮りします。明6月12日から14日まで、委員会開催のために、本会議を休会したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決します。  
なお、次の本会議は6月15日金曜日、午前9時30分から再開いたしますので、ご了承くださいますよう、お願いを申し上げます。  
本日はこれにて散会いたします。大変、ご苦労さんでありました。

午後02時20分 散会

---